

令和6年度 第1回 大阪港湾局サービス規律確保推進委員会・幹事会  
(合同開催)

日 時：令和6年6月13日(木) 11:00～

場 所：大阪港湾局 第1会議室

議 題

- 1 大阪港湾局サービス規律確保推進委員会設置要綱の改正について
- 2 適正な文書事務の徹底について
- 3 その他

大阪港湾局服務規律確保推進委員会 名簿

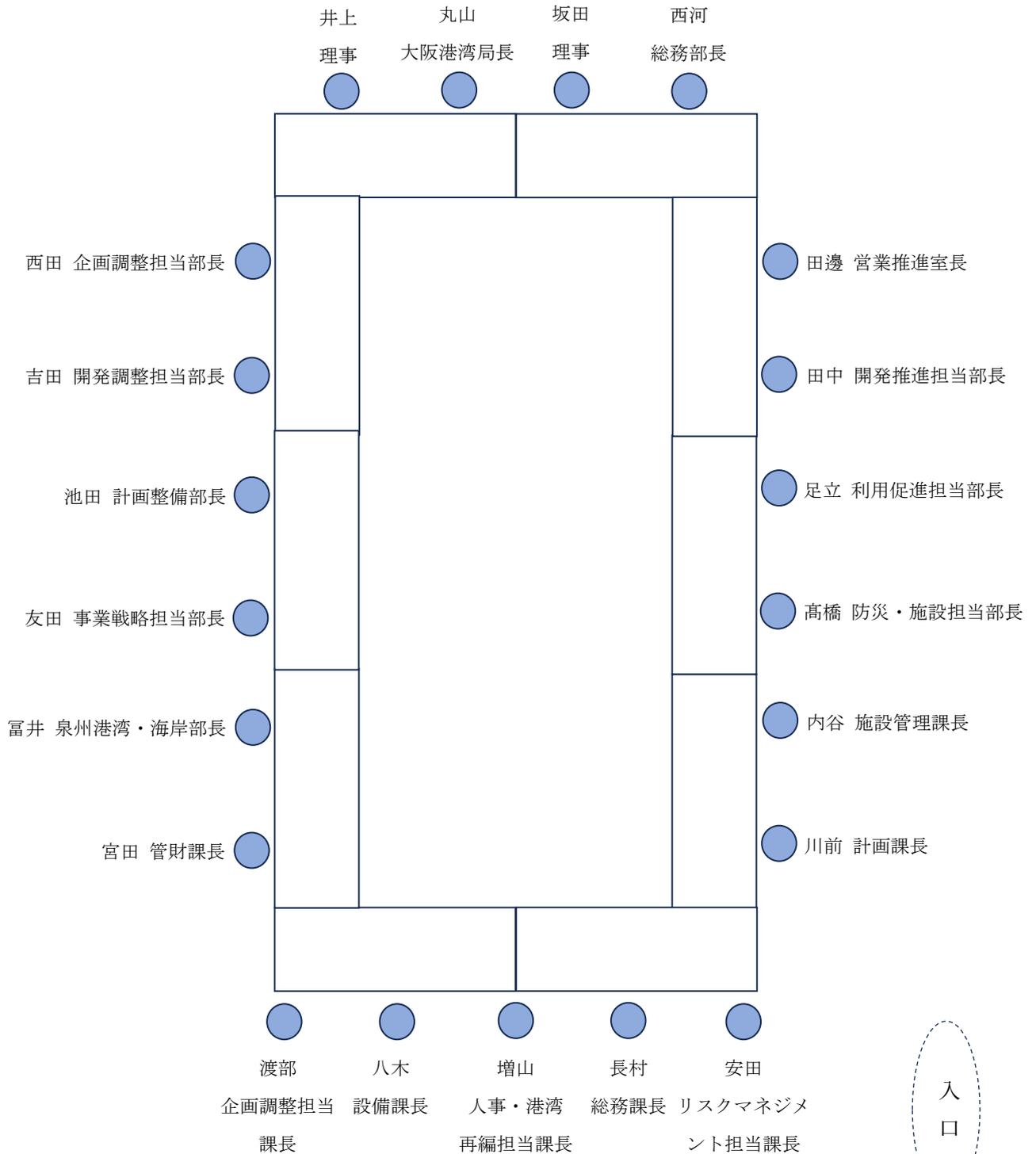
委員長	丸山 大阪港湾局長
副委員長	坂田 理事
	井上 理事
委員	西河 総務部長
	西田 企画調整担当部長
	田邊 営業推進室長
	吉田 開発調整担当部長
	田中 開発推進担当部長
	池田 計画整備部長
	足立 利用促進担当部長
	友田 事業戦略担当部長
	高橋 防災・施設担当部長
	富井 泉州港湾・海岸部長

大阪港湾局服務規律確保推進委員会幹事会 名簿

幹事長	増山 人事・港湾再編担当課長
幹事	長村 総務課長
	渡部 企画調整担当課長
	安田 リスクマネジメント担当課長
	宮田 管財課長
	川前 計画課長
	内谷 施設管理課長
	八木 設備課長
	竹内 総務振興課長

令和6年度 第1回 大阪港湾局服務規律確保推進委員会・幹事会 座席表

大阪港湾局 第1会議室



(報道関係 所定位置)

# 大阪港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱

制 定 平成22年7月23日

最近改正 令和6年6月5日

## (設置)

第1条 この要綱は、職員の服務規律の確保及び非行その他の不祥事並びに不適切な事態等の根絶に向けた具体的取組を推進し、もって職員のコンプライアンスへの意識やマネジメント力の向上に資することを目的として大阪港湾局服務規律確保推進委員会(以下「服務推進委員会」という。)を設置する。

## (所管事務)

第2条 服務推進委員会の所管は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 大阪市服務規律刷新プロジェクトチームで協議された事項の連絡及び周知に関すること。
- (2) 当局独自の取組の策定及び進捗管理に関すること。
- (3) その他、職員の服務規律の確保及び職員の非行その他の不祥事並びに不適切な事態等の根絶のために必要となる措置に関すること。

## (組織)

第3条 服務推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

## (職務)

第4条 委員長は、服務推進委員会の会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 服務推進委員会は、委員長が委員を招集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に服務推進委員会への出席を求めることができる。

## (幹事会)

第6条 服務推進委員会に幹事会を置く。

2 幹事会の所管は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 服務推進委員会の所管事務にかかる連絡及び部内周知に関すること。
- (2) 服務推進委員会により決定された取組及び措置にかかる部内における促進並びに進捗管理に関すること。

(3) その他委員長が指示すること。

- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が幹事を召集して行う。
- 5 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

(部会)

第7条 職員の服務規律の確保及び非行その他の不祥事並びに不適切な事態等の根絶に向けた具体的取組を企画立案し、その取組の推進を図るため、部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、部会長及び部会員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 3 部会は、部会長が部会員を招集して行う。
- 4 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 服務推進委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月5日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員長	大阪港湾局長
副委員長	理事（府） 理事
委員	総務部長 企画調整担当部長（府） 営業推進室長 開発調整担当部長 開発推進担当部長 計画整備部長 利用促進担当部長（府） 事業戦略担当部長 防災・施設担当部長 泉州港湾・海岸部長（府）

別表第2（第6条関係）

幹事長	人事・港湾再編担当課長
幹事	総務課長 企画調整担当課長（府） リスクマネジメント担当課長 管財課長 計画課長 施設管理課長 設備課長 総務振興課長（府）

別表第3（第7条関係）

部会長	理事
部会員	総務部長 企画調整担当部長（府） 総務課長 人事・港湾再編担当課長 企画調整担当課長（府） リスクマネジメント担当課長 総務課長代理 人事・港湾再編担当課長代理 企画調整担当課長代理（府）

大阪港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>大阪港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>この要綱は、職員の服務規律の確保及び非行その他の不祥事並びに不適切な事態等の根絶に向けた具体的取組を推進し、もって職員のコンプライアンスへの意識やマネジメント力の向上に資することを目的として大阪港湾局服務規律確保推進委員会(以下「服務推進委員会」という。)を設置する。</u></p> <p>(所管事務)</p> <p>第2条 服務推進委員会の所管は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1) <u>大阪市服務規律刷新プロジェクトチームで協議された事項の連絡及び周知に関すること。</u></p> <p>(2) <u>当局独自の取組の策定及び進捗管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他、職員の服務規律の確保及び職員の非行その他の不祥事並びに不適切な事態等の根絶のために必要となる措置に関すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 服務推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 委員長は、服務推進委員会の会務を総理する。</p> <p>2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。</p>	<p>港湾局服務規律確保推進委員会設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>港湾局に在職する職員(他都市交流職員、臨時的任用職員等を含む。)の服務規律の確保、非行その他の不祥事の根絶に向けた職員の具体的取組を推進するため、大阪市服務規律確保推進委員会設置要綱第2条に基づき、港湾局服務規律確保推進委員会(以下「服務推進委員会」という。)を設置する。</u></p> <p>(所管事務)</p> <p>第2条 服務推進委員会の所管は、次の各号に掲げる事務とする。</p> <p>(1) <u>大阪市服務規律確保推進委員会の取組を踏まえた当局独自の取組の策定及び進捗管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他、職員の服務規律の確保、職員の非行その他の不祥事根絶のために必要となる措置に関すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 服務推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 委員長は、服務推進委員会の会務を総理する。</p> <p>2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。</p>

(会議)

第5条 服務推進委員会は、委員長が委員を招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に服務推進委員会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 服務推進委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の所管は、次の各号に掲げる事務とする。
  - (1) 服務推進委員会の所管事務にかかる連絡及び部内周知に関すること。
  - (2) 服務推進委員会により決定された取組及び措置にかかる部内における促進並びに進捗管理に関すること。
  - (3) その他委員長が指示すること。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が幹事を召集して行う。
- 5 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

(部会)

第7条 職員の服務規律の確保及び非行その他の不祥事並びに不適切な事態等の根絶に向けた具体的取組を企画立案し、その取組の推進を図るため、部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、部会長及び部会員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。
- 3 部会は、部会長が部会員を招集して行う。
- 4 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 服務推進委員会の庶務は、総務部総務

(会議)

第5条 服務推進委員会は、委員長が委員を招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に服務推進委員会への出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 服務推進委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の所管は、次の各号に掲げる事務とする。
  - (1) 服務推進委員会の所管事務にかかる企画立案等に関すること。
  - (2) 服務推進委員会により決定された方策の実施等に関すること。
  - (3) その他委員長が指示すること。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、幹事長及び幹事は別表第2に掲げる者を充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が幹事を召集して行う。
- 5 幹事長が必要と認めるときは、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

(職場服務推進委員会)

第7条 各職場における不祥事の根絶に向けた具体的取組を推進するために、職場服務推進委員会（以下「職場委員会」という。）を置くことができる。

- 2 職場委員会は委員長及び委員をもって組織し、委員長及び委員は別表3に掲げる者を充てる。
- 3 職場委員会は必要に応じて開催する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に職場委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 服務推進委員会の庶務は、総務部総務

課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

別表第1 (第3条関係)

委員長	<u>大阪港湾局長</u>
副委員長	<u>理事 (府)</u> <u>理事</u>
委員	<u>総務部長</u> <u>企画調整担当部長 (府)</u> <u>営業推進室長</u> <u>開発調整担当部長</u> <u>開発推進担当部長</u> <u>計画整備部長</u> <u>利用促進担当部長 (府)</u> <u>事業戦略担当部長</u> <u>防災・施設担当部長</u> <u>泉州港湾・海岸部長 (府)</u>

別表第2 (第6条関係)

幹事長	<u>人事・港湾再編担当課長</u>
幹事	<u>総務課長</u> <u>企画調整担当課長 (府)</u> <u>リスクマネジメント担当課長</u> <u>管財課長</u> <u>計画課長</u> <u>施設管理課長</u> <u>設備課長</u> <u>総務振興課長 (府)</u>

課において処理する。

(施行の細目)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

別表第1 (第3条関係)

委員長	<u>港湾局長</u>
副委員長	<u>港湾局理事</u>
委員	<u>総務部長</u> <u>港湾再編担当部長</u> <u>営業推進室長</u> <u>計画整備部長</u> <u>防災・施設担当部長</u>

別表第2 (第6条関係)

幹事長	<u>人事・港湾再編担当課長</u>
幹事	<u>総務課長</u> <u>管財課長</u> <u>計画課長</u> <u>保全監理課長</u> <u>施設管理課長</u> <u>防災・海上保全担当課長</u> <u>海務課長</u> <u>設備課長</u>

別表第3（第7条関係）

部会長	理事
部会員	<u>総務部長</u> <u>企画調整担当部長（府）</u> <u>総務課長</u> <u>人事・港湾再編担当課長</u> <u>企画調整担当課長（府）</u>
	<u>リスクマネジメント担当課長</u> <u>長</u> <u>総務課長代理</u> <u>人事・港湾再編担当課長代理</u> <u>企画調整担当課長代理（府）</u>

別表第3（第7条関係）

委員長	<u>担当課長又は担当課長代理</u>
委員	<u>担当課長代理（委員長を除く。）</u>
	<u>担当係長</u> <u>技能統括主任（ただし、職場実態に応じて部門監理主任等を委員とすることができるものとする。）</u>

令和6年5月31日

各総括文書管理責任者 様

総務局長

適正な文書事務の徹底について（通知）

本市では、市政運営に関する情報は「市民の財産」と位置付け、その情報を記録した公文書を適正かつ適切に管理する責任を負うことを大阪市公文書管理条例で明示しており、その責務が全うされるよう、総括文書管理責任者（局等の長）を始めとする公文書管理体制を設け、文書事務の適正化に努めてきたところである。

しかしながら、この間、文書事務における不適切な事案の発生が後を絶たず、また令和5年度に実施された文書管理に関する事務に対する監査委員監査において、別紙のとおり複数の所属で公文書の保存管理についての不備が検出された。

については、文書事務の不適切な取扱いにより本市行政に対する市民の信頼を損なう事態を招くことのないよう万全を期すため、文書事務に関する各規程や通知等の理解と遵守について、今一度職員一人ひとりに対し周知徹底を図るとともに、管理監督の立場にある職員に対しては、職員の指導監督に一層努めるよう指導していただきたい。

## (別紙) 文書事務に関する不適切な事案について

### ■令和5年度監査委員監査の指摘事項

#### 1 複数年契約に関する文書の管理、保存について

見受けられた事項	関係規定
所属Aにおいて、文書管理システムに登録されている簿冊について、最終編集年度の変更の入力ができていなかった。	・大阪市公文書管理条例施行規則第5条第2項
所属Bにおいて、財務会計システムに登録された簿冊について、備考欄に最終編集年度、廃棄年度の入力ができていなかった。	・大阪市公文書管理規程第30条

#### 2 簿冊の管理について

(1)文書管理システム又は財務会計システムに登録されている公文書、簿冊目録データを確認し見受けられた管理状況の不備

見受けられた事項	関係規定	
保管等の処理漏れ	所属Cにおいて、令和4年度に財務会計システムにおいて作成した文書の一部について、システム上での保管等の処理がなされていなかった。そのため、未保管文書となり、本市ホームページ上の公文書検索システムで公開している文書目録に登録されず、未公表となっていた。	・大阪市公文書管理条例第6条第1項 ・大阪市公文書管理条例施行規則第3条、第4条
簿冊目録データと実簿冊の不一致	所属Dにおいて、財務会計システムに登録されている廃棄の意思決定を行った簿冊について、実簿冊及び編集されている文書(紙媒体)は廃棄されていたが、システム上の廃棄依頼処理がされていなかった。そのため、登録されている簿冊データ及び文書(電子媒体)が削除(廃棄)されておらず、本市ホームページ上の公文書検索システムで公開している簿冊目録に登録されたままとなっていた。	・大阪市公文書管理条例第8条第1項 ・大阪市公文書管理条例施行規則第4条 ・大阪市公文書管理規程第40条第1項

(2)抽出した文書管理システム又は財務会計システムに登録されている実簿冊を確認し見受けられた管理状況の不備(1において見受けられた複数年契約に関する文書の不備を除く。)

見受けられた事項	関係規定	
誤編集等	所属Eにおいて、編集簿冊を「歳出決議書類」と指定した決裁文書の添付書類(紙文書)を「支出命令情報」に編集していた。 所属Fにおいて、財務会計システムに登録した決裁文書の添付書類(紙文書)を文書管理システムで登録した別の簿冊に編集していた。 所属Gにおいて、文書管理システムで登録した決裁文書の添付書類(紙文書)を財務会計システムで登録した別の簿冊に編集していた。 所属Hにおいて、「支出命令情報」の簿冊に請求書を編集していた。 所属Iにおいて、翌年度の簿冊に編集していた。	・大阪市公文書管理条例第6条第1項 ・大阪市公文書管理条例施行規則第3条 ・大阪市公文書管理規程第30条 ・出納証拠書類等保存要綱第2条
簿冊目録データと実簿冊の不一致	所属Jにおいて、未使用簿冊について、簿冊目録データを削除していなかった。 所属Kにおいて、別の簿冊に誤編集していたため、本来編集すべき簿冊を作成していなかった。 所属Lにおいて、同じ簿冊を2冊作成していた。	・大阪市公文書管理規程第30条
簿冊形式の不備	所属Mにおいて、簿冊の表紙がなかった。 所属Nにおいて、索引目次を作成していなかった。	・大阪市公文書管理規程第29条第1項

#### 3 過去に発生した文書管理に関する事故等の再発防止策について

見受けられた事項
所属Oにおいて、令和3年度に発生した歴史公文書を編集すべき簿冊及び歴史公文書の紛失について、完結文書等を適切な簿冊に編集しなかったことが原因の一つであるとして、総務課から定期的に文書の編集状況を調査し、事業所内で文書が適切に簿冊に編集されていることを確認することを再発防止策としていた。しかし、令和4年度は、所属内へ注意喚起の通知を行っていたものの、当該再発防止策について効率性の観点から効果的な継続実施が困難であるため、各課の負担を考慮した効果的な確認方法を検討中であるとして、編集状況の調査等の具体的な取組は行われていなかった。

■令和4年度以降発生した主な不適切事案

事案概要	関係規定
<p>所属Pにおいて、決裁を行わずに公文書96件を作成し、他所属や外部の機関に発送した。また、うち18件の文書については、公印審査を経ずに無断で公印を押印した。更に、担当業務に係る文書を適正に保管しなかった。当該職員は、減給3月の処分となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市公文書管理条例第4条、第6条第1項</li> <li>・大阪市公文書管理条例施行規則第3条</li> <li>・大阪市公文書管理規程第29条、第30条</li> <li>・大阪市公印規則第9条</li> </ul>
<p>所属Qにおいて、「メール」と記載された情報公開請求等があったにもかかわらず、保存期間が過ぎているとの考えからネットワークサーバーに保存していたメールを削除し、更に、組織で共用していた外付けハードディスクに複写していたメールが保存されていることを知りながら、情報公開請求の対象ではないと考え、その情報を課内で共有せず、不存在として取り扱った。本件に携わる課長級及び課長代理級職員が減給1月、局長級及び部長級が戒告の処分となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市公文書管理条例第6条第6項、第8条第1項</li> <li>・大阪市公文書管理規程第38条、第40条</li> <li>・大阪市情報公開条例第2条第2項</li> </ul>
<p>所属Rにおいて、情報公開請求に関する情報公開審査会において、請求対象公文書を廃棄したことの証跡として廃棄簿冊目録の提出を求められたが、保存期間が短い簿冊に誤編集し保存期間満了に伴い廃棄したこと、また決裁が完了し簿冊に保管しなければならない段階で、簿冊に編集することを失念し、他の不要書類と共に廃棄していたことにより、紛失していた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市公文書管理条例第8条第2項、第3項</li> <li>・大阪市公文書管理条例施行規則第3条</li> </ul>
<p>所属Sにおいて、総務課で保管する局長印を紛失した。なお、公印の保管場所が、郵便発送事務や文書処理簿の記入など、公印の押印以外にも職員が出入りする場所となっており、総務課において常に公印の使用状況を監視する等適切な公印管理ができていなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市公印規則第2条</li> </ul>

**【参考資料リンク先】**

文書事務に関する参考資料が掲載されているリンク先です。

職員一人ひとりが制度について正しく理解した上で、適切に文書事務を行えるよう、指導いただきますようお願いいたします。

- ・ [電子メールに係る公文書の適正保存及び管理について（通知）（令和5年7月4日付け）](#)
- ・ [廃棄簿冊目録の適正な編集及び保存管理について（通知）（令和5年12月22日付け）](#)
- ・ [ぶんかんチェックリスト](#)
- ・ [公文書の適切な保存管理方法について](#)
- ・ [文書事務支援ツール（文書事務の手引、公文例など）](#)
- ・ [令和5年度公印等調査結果のふりかえりについて](#)
- ・ [公文書の紛失事故等の発生状況について](#)
- ・ [文書事務研修資料](#)
- ・ [財務会計システム簿冊廃棄処理操作マニュアル](#)

# 公文書管理が不十分なことにより問題となった事例

## 第3セクターに係る意思決定等の公文書が作成されていなかった事例

経営困難な状況にあった本市の第3セクター（MDC、ATC、WTC）について、調査委員会による調査が実施されたが、事業計画を見直すべきであったと考えられる平成3年当時、意思形成に関する文書については非公開という扱いとしており、公文書ではないメモとして保管せず廃棄していたため、詳細な調査を行うことができず、平成16年の報告書において、意思決定の過程が極めて不透明であるとの指摘を受けた。また、市会において隠蔽との指摘を受けた。なお、この事例が、公文書管理条例制定のきっかけとなった。

## 財政局における公文書の隠蔽、廃棄の事例

令和2年、財政局において、報道機関から確認依頼のあった草稿について、保存期間が1年未満の公文書として取り扱い、事務処理上必要でなくなったが保有し続けた。その後、当該文書について情報提供依頼があったことから、適切に保存・管理すべきところ、公文書として認識しながら隠蔽し、その後故意に廃棄した。なお、この事例において、公文書を廃棄した職員が懲戒処分となった。

## 大阪港湾局における不適切な公文書管理の事例

令和5年、大阪港湾局において、外付ハードディスク等に保存していたIR用地にかかる鑑定評価書の作成過程のメール資料について、公文書管理の認識が誤っていたことや公文書の保管について適切に共有されていなかったことにより、市会質疑や情報公開請求に対し不存在として説明していた。なお、この事例において、担当部署の職員及びその上司が懲戒処分となった。

[トップページ](#) > [報道発表資料](#) > [大阪港湾局報道発表資料](#) >

報道発表資料 大阪港湾局における個人情報を含む記録媒体の所在不明について

## 報道発表資料 大阪港湾局における個人情報を含む記録媒体の所在不明について

ページ番号：628569 2024年6月6日

問合せ先：大阪港湾局 計画整備部 設備課 電気グループ（06-6568-9023）

### 令和6年6月6日 14時発表

大阪港湾局において、リース契約にて使用している公用車に搭載されているドライブレコーダーに本来付属する記録媒体（マイクロSDカード。以下「カード」という。）が所在不明になっていることが判明しました。

このような事態が発生したことにつきまして、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、市民の皆様のご信頼を損なうこととなりましたことを深く反省し、再発防止に取り組んでまいります。

#### 1 事案及び経過

令和6年5月29日（水曜日）、大阪港湾局計画整備部設備課電気グループで使用している公用車のドライブレコーダーを確認したところ、本来、容量32ギガバイトのカードが挿入されているべきところ、8ギガバイトのカードが挿入されていました。

令和6年5月30日（木曜日）、当該車両のリース契約会社に問い合わせ、当該車両が納入された令和6年3月1日（金曜日）には、32ギガバイトのカードが挿入されていたことを確認しました。

その後、担当内全職員に聞き取りを行いました。カードを差し替えた職員はいませんでした。また、同グループで使用している公用車全ての車内及び執務室内を捜索しましたが、32ギガバイトのカードを発見することができなかったことから、令和6年6月4日（火曜日）に、盗難にあった可能性が高いと判断し、6月5日（水曜日）に、警察に被害届を提出しました。

なお、8ギガバイトのカードには令和6年5月1日（水曜日）の運転データが残っていたことから、納入日から5月1日（水曜日）までの間に32ギガバイトのカードが盗難にあったものと考えられます。

#### 2 カードに保存されている可能性のある個人情報

ドライブレコーダーに録画された通行者の映像

#### 3 判明後の対応

リース契約会社には、令和6年6月5日（水曜日）に経過の説明及び謝罪を行い、新たに32ギガバイトのカードを購入することで了承いただきました。

#### 4 原因

ドライブレコーダー及びカードの管理に関する規定を定めておらず、明確に取扱者を限定していなかったことが原因です。

## 5 再発防止策

今回の事態を厳粛に受け止め、ドライブレコーダー及びカードの管理に関する規定を定め、取扱者を指定のうえ職員に周知徹底するとともに、厳重に取り扱うことで再発防止に努めてまいります。

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる入札等監視委員会の意見  
(公正職務審査委員会の調査結果)

- ・令和6年2月15日：入札等監視委員会による指定
  - ・令和6年5月22日：契約管財局による調査報告
  - ・令和6年6月7日：入札等監視委員会による意見具申
- ・本件の諸事情に鑑みれば、災害に準じる状況にあったとした考え方を否定するものではなく、海洋沈下としたことは違法ないし不当であったとまではいえない

＜契約事務で問題となる事項＞

- ① 本件委託業者に勤務する元職員への酒類の提供
  - ② 関係業者との会食  
→いずれも市民の疑惑や不信を招くような行為であり、特に、「公正契約職務執行マニュアル」で禁止されている関係業者等との会食を行ったことは、看過できない重大な問題
  - ③ 契約金額交渉期間中における交渉担当部署以外の職員の対応  
→年度内での契約締結を急ぐあまり、委託事業者の意向に沿うような積算基準を採用するに至ったとも受け止めざるを得ない経過となったとの疑念を抱かざるを得ない
  - ④ 根拠資料が不足する中での業務委託設計書（金入り）の作成  
→積算の根拠となる見積書の一部が存在しないまま、照査の記録なく業務委託設計書（金入り）を作成し決定する行為や、その意思決定にかかる決裁文書が確認されない状態であることは、不適正。また、③も勘案すると、予定価格の積算根拠や契約金額には疑義が残る
  - ⑤ 支出決定決裁（支出負担行為決議）にかかる事務専決規程の適用誤り  
→本件の支出負担行為決議は、大阪港湾局長専決であるにもかかわらず、課長級の決裁で完了していたことは不適正
  - ⑥ 契約事務審査会での審議における審議資料が不十分  
→随意契約理由の客観性を確保するための根拠となる資料等が、契約事務審査会の審議資料として盛り込まれていた形跡がなく、審議資料として不十分
- ※⑤⑥は、当局における他の事業でも同様のことが行われているのではないかとの疑念あり

＜改善策＞

- ・契約管財局の指導を仰ぎながら、次の改善策を講じること
  - 1 「公正契約職務執行マニュアル」違反等にかかる所属内調査
  - 2 事務専決規程の適用誤りにかかる所属内調査
  - 3 契約事務審査会の審議状況にかかる所属内調査
  - 4 1～3にかかる研修の実施やマニュアル等の作成
- ・令和6年度第3四半期に開催予定の入札等監視委員会に、改善結果を報告すること

＜その他＞

- ・住民監査請求の結果で示された勧告や意見を踏まえ、適切に対応すること
- ・公文書の管理などの問題となる事項は、所管所属と調整の上、適切に対応すること

＜当局の認識＞

- ・これらの指摘をしっかりと受け止め、
- ・不適正等とされた点は、契約管財局の指導を仰ぎながら、局を挙げて改めて検証し、ガバナンスの強化やコンプライアンス意識の向上、再発防止に向けた取組を鋭意進める
- ・疑念が残るとされた点は、今後行われる外部監察専門委員による調査に真摯に対応する

## 契約事務手続の適正化に向けて

— 「鯨死骸海上運搬処理業務委託」（大阪港湾局）の調査報告を受けて —

### 【指定理由】

本件は、令和5年12月31日の報道をきっかけに、度重なる報道がなされ、社会的影響が大きいものであり、大阪市職員の対応について問題が指摘されるなど、当該案件の契約事務手続の適正性に疑義が生じるものであった。

令和6年2月15日に大阪市入札等監視委員会開催運営要領第3(20)に基づき、契約管財局に報告を求め、任意ではあるものの、大阪港湾局に対する書面やヒアリングによる調査を実施させたところである。

調査過程では、大阪市会での議論や住民監査請求など、指定案件としての調査以外にも様々な形で本件が取り上げられることとなったが、契約事務手続における公正性、透明性及び競争性の向上など契約の公正な執行を図ることを目的とする本委員会の所掌の中で、次のような問題となる事項が確認された。

## 【問題となる事項】

鯨の死骸の処理にあたり、本件委託事業者等との打合せ内容や随意契約理由書にもあるとおり「鯨体の腐敗が急速に進む中、これを放置すると、腐敗臭が市内生活圏にまで拡大するとともに、鯨体内にガスが充満し、最悪の事態として鯨体が爆発四散する危険性があること」から、「災害時における契約事務ガイドライン」において想定する状況に準ずるものとして考え、指示書による業務の指示等を行うという手続自体については、鯨の急速な腐敗に伴う腐敗臭の蔓延や鯨体の爆発のおそれがあるとの専門家の指摘、さらには埋設処分に際して市内での適切な場所がなく、他市町村の候補地周辺の関係各所の理解を得るのに時間を要するといった本件における諸事情に鑑みれば、災害に準じる状況にあったとしてその考え方を否定するものではなく、報告を見る限り、海洋沈下処分としたことについては、違法ないし不当であったとまではいえない。

一方で、本件の調査過程で、大阪港湾局からは、断片的な説明や当初から提出されるべき資料が複数回にわたり追加的に提出されることなどの対応である中で、大きくは6つの問題となる事項の報告を受けた。

(1) 本件委託事業者に勤務する元職員への酒類の提供

(2) 関係業者等との会食

大阪港湾局職員が本件委託事業者に勤務する元職員（以下「本件委託事業者担当者」という。）に対し酒類を提供したことや、別の職員が契約金額の交渉期間中に本件委託事業者担当者と会食を行ったことは、そのいずれもが市民の疑惑や不信を招くような行為であった。

特に、「公正契約職務執行マニュアル」で禁止事項とされている「関係業者等との会食」を行ったことは、本件委託事業者との契約金額の交渉期間中になされたものであり、当該職員の職責に鑑みれば看過できない重大な問題である。

(3) 契約金額交渉期間中における交渉担当部署以外の職員の対応

本件委託事業者担当者と会食を行った職員による契約金額の交渉期間中における対応は、地方公共団体の職員として住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない立場でありながら、あたかも契約相手側に立って、説明責任を意識した積算の議論よりも本件委託事業者が合意できる金額に近づけるための議論に終始していると受け止められても仕方のないものだといえる。

当該職員の言動に対し、組織として危機感を持ち、大阪港湾局長にも報告説明の上、大阪港湾局としての方針を協議すべきであり、それに基づき交渉を行っていくべきであった。しかるに、本件委託事業者に対し、大阪港湾局としての積算基準に基づく説明を十分に行うことができないまま、年度末間近となり、年度内での契約締結を急ぐあまり、本件委託事業者の意向に沿うような積算基準を採用するに至ったとも受け止めざるを得ない経過となったとの疑念を抱かざるを得ない。

#### (4) 根拠資料が不足する中での業務委託設計書（金入り）の作成

本件委託事業者の見積価格の可否を検討し、適正な契約を行うための基準となる予定価格について、根拠資料の一部が不足する中で照査の記録なく業務委託設計書（金入り）を作成し決定する行為や、その意思決定にかかる公文書（決裁文書）の存在が確認されない状態であることは、不適正と言わざるを得ない。

また、(3)で述べた職員の契約金額の交渉期間中における対応と合わせて勘案すると、予定価格の積算根拠や契約金額には疑義が残る。

(5) 支出決定決裁(支出負担行為決議)にかかる事務専決規程の適用誤り

事業の実施決定や契約締結等の決裁は、大阪港湾局長を決裁権者として適正に完了しているものの、支出決定決裁（支出負担行為決議）は、大阪港湾局長専決にもかかわらず、課長級の決裁で完了していたことは、専決権限を定めた規程の適用を誤っており、不適正と言わざるを得ない。

(6) 契約事務審査会での審議における審議資料が不十分

大阪市契約事務審査会運用指針では、随意契約にあたっては、随意契約理由が十分に説明されているかを同審査会で審議するとされ、その客観性を確保するための根拠となる資料等により、業者選定に恣意性のないことを確認することと定めているにもかかわらず、随意契約理由の客観性を確保するための根拠となる資料等が審議資料として盛り込まれている形跡がないことは、説明責任を果たすための審議資料として不十分である。

(5)(6)の問題となる事項は、本件に限らず、大阪港湾局における他の事業でも同様のことが行われているのではないかと疑念を抱かざるを得ないものである。

## 【大阪港湾局における改善策】

以上を踏まえ、大阪港湾局においては、次のような改善策を講じ、令和6年度第3四半期（令和6年12月頃）に開催予定の本委員会に、改善結果を報告すること。

- 1 「公正契約職務執行マニュアル」違反等にかかる所属内調査
- 2 事務専決規程の適用誤りにかかる所属内調査
- 3 契約事務審査会の審議状況にかかる所属内調査
- 4 前述3項目にかかる研修の実施やマニュアル等の作成

なお、改善策の実施にあたっては、契約管財局の指導等を仰ぎ、遺漏のないようにすること。

## 【契約管財局による再発防止策】

他所属においても同様の事案を引き起こさないよう、次のような再発防止策を講じ、令和6年度第3四半期（令和6年12月頃）に開催予定の本委員会に、その状況を報告すること。

- 1 「公正契約職務執行マニュアル」の改正
- 2 「災害時における契約事務ガイドライン」の改正
- 3 前述2項目の全所属への周知と注意喚起

### 【住民監査請求の結果】

住民監査請求の結果で示された勧告や意見を踏まえ、適切に対応すること。

### 【その他】

公文書の管理などの問題となる事項は、大阪港湾局において、それらを所管する所属と調整の上、適切に対応すること。

### 【契約事務手続の適正化に向けて】

本件は、鯨の死骸の処理といった特殊な業務を緊急に行う必要があるとのことから、一般的な契約事務手続とは異なった対応とならざるを得なかったことは否定しない。

ただ、大阪港湾局において、指示書を発出し、契約手続を進めるにあたり、コストを意識した言動が十分でなかったことが本件委託事業者の言い値に沿ったかのようにとらえられる原因になったことは認識しておくべきであり、今後、「災害時における契約事務ガイドライン」を適用する場合もコスト意識をもって手続を進めることが重要だと考える。

また、大阪港湾局として、本件事業費の積算過程や業者との対応にかかる職員の言動など、所属全体としての対応について、市民の疑念を招きかねない状況であったことを重く受け止めるとともに、コンプライアンス意識を含めた所属全体のマネジメントの改善に取り組まれない。

災害をはじめとした緊急対応は今後も発生するおそれがあることから、今一度、「災害時における契約事務ガイドライン」等の規程が定められている趣旨に立ち返り、緊急時にあっても迅速かつ的確に対応できるよう契約方式の選定、契約締結における事務手続への理解を深めておく必要がある。

改めて、本件を一部の部署で起きたこととしてとらえることなく、大阪市の契約手続全般にわたって、常に市民への説明責任を意識し、市民の信頼を損なうようなことにならないよう、契約事務手続の適正化に向け取り組まれない。

令和 6 年 6 月 7 日

大阪市入札等監視委員会

第 200 回 大阪市入札等監視委員会

指定案件「鯨死骸海上運搬処理業務委託」(大阪港湾局)にかかる調査報告

令和6年5月 22 日

契約管財局

## 1 指定案件

根拠規程に基づき、委員長が次の事案を指定

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」

委託種目 : 海上輸送

契約相手方 : 昭陽汽船株式会社

契約金額 : 8,019 万円 (税込)

契約日 : 令和 5 年 3 月 31 日

随意契約根拠 : 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

事業概要 : 大阪港淀川河口付近に迷い込んだ鯨が死んだことが確認されたためこの処分を行うものである。

①淀川河川区域内から鯨死骸を本市指定係留場所へ曳航。②海面からの死骸をクレーンで吊り上げ作業用バージ（ガス抜き作業用（内臓等摘出）への積み込み。③ガス抜き終了後、回航用の底開バージ船への積み替え並びにコンクリート方塊等のおもりの取り付け。④底開バージを海洋沈下場所までの曳航。⑤本市指定位置到達後、海洋沈下処理を図るもの。

（鯨死骸海上運搬処理業務委託仕様書より）

※根拠規程：大阪市入札等監視委員会開催運営要領 第 3 担任事務

(20) その他委員長が指定した事案について報告を受け、意見の具申を行うこと

## 2 指定日

令和 6 年 2 月 15 日

## 3 指定理由

当該案件は、度重なる報道がなされ、社会的影響が大きいものであり、本市職員の対応が指摘されるなど、当該案件の契約事務手続きの適正性に疑義があるため。

※入札等監視委員会の趣旨

委員会は、第三者の公平中立な立場から、入札及び契約の過程並びに契約の内容等について調査審議を行い又は報告を受け、入札及び契約の事務手続きにおける公正性、透明性及び競争性の向上、適正な契約の履行確保、恣意性の排除、入札談合など不正行為の防止、不良不適格業者の排除並びに不当圧力の阻止など、入札及び契約の公正な執行を図ること、及び指定管理者制度の運用について調査審議を行い、指定管理者制度の適正な運用を図ることを目的とするものである。（大阪市入札等監視委員会開催運営要領 第 2 委員会の趣旨）

## 4 調査概要

調査期間：令和 6 年 2 月 19 日から同年 4 月 26 日まで

調査手法：契約手続きにかかる資料の確認・関係職員へのヒアリング（任意調査）

## 5 判明した事案の概要

別紙1（事案の経過）

別紙2（本市試算推移表） ※大阪港湾局作成

別紙3（事業者積算推移表）

別紙4（契約事務手続きの経過）

別紙5（調査の経過）

※本報告は、調査期間に確認した資料等に基づく

## 6 総括

クジラの死骸の処理にあたり、事業者等との打合せ内容などから、「鯨体の腐敗が急速に進む中、これを放置すると、腐敗臭が市内生活圏にまで拡大するとともに、鯨体内にガスが充満し、最悪の事態として鯨体が爆発四散する危険性がある」（随意契約理由書より）とし、「災害時における契約事務ガイドライン」に準ずるものとして考え、予見不可能な業務で即時の対応が求められる業務として実施するため、指示書による業務の指示等を行うという手続きについて、入手した資料等からは、その考え方を否定するものはなかった。

しかし、一方で、契約金額交渉期間中における関係業者等との会食といった公正契約職務執行マニュアルの禁止事項に抵触する行為や、直接当該マニュアルに禁止事項として明記されていないものの本件委託事業者に勤務する元職員（以下、「本件委託事業者担当者」という。）へ酒類を提供した行為、契約金額交渉期間中における交渉担当部署以外の職員の対応、根拠資料が不足する中での業務委託設計書（金入り）の作成、支出決定決裁にかかる事務専決規程の適用誤り、契約事務審査会での審議における審議資料が不十分であることなど問題となる事項が確認された。

以下、入札等監視委員会の所掌する「契約事務手続きの適正性」の観点から問題となる事項を整理するとともに、先般公表された令和6年4月26日付け大監第3号「住民監査請求について（通知）」（以下、「住民監査請求の結果」という。）で指摘されている「財務会計上の行為等」についても確認を行った。また、いずれにも属さない事項等についても「その他」として、問題となる事項を整理している。

## 7 確認された問題となる事項

### [契約事務]

#### (1) 本件委託事業者に勤務する元職員への酒類の提供

##### 〈確認された事項〉

- ・大阪港湾局職員Aが、本件委託事業者担当者に渡す意図で本件委託事業者の代表者に酒類を手渡したことが確認された。
- ・当人は、「業者側に贈ったものではなく、元同僚に対する労いの意味で、時間休を取得し、2千円程度の酒を自費で差し入れたもの」と述べている。
- ・また、大阪港湾局長はこの件について「お礼、ねぎらいの趣旨で、休んで自費で持って行ったので、社会通念上の儀礼の範囲と思っていた」と述べている。

〈見解〉

- ・契約相手方に酒類を提供する行為は、「公正契約職務執行マニュアル」において禁止事項とはされていないものの、市民の疑惑や不信を招くような行為は厳に慎むべきである。当該マニュアルの趣旨に鑑みると市民の疑惑や不信を招く行為であり、報道等による社会的影響を勘案すると適正であったとは言えない。

(2) 関係業者等との会食

〈確認された事項〉

- ・大阪港湾局職員Bが、本件委託事業者担当者と令和5年1～3月の本件における交渉期間中に2回程度、会食を行ったことが確認された。
- ・当人は、「仕事で特に関係があるわけではなく、元同僚として付き合いただけ」と述べている。
- ・また、大阪港湾局長はこの件について「後で知ったが、なぜそのようなことをしたのかと思った。」と述べている。

〈見解〉

- ・「公正契約職務執行マニュアル」において、関係業者等との会食は禁止事項とされており、当該マニュアルの規定に抵触するものとして不適正である。
- ・会食を禁止する目的は、関係業者との接触を制限し、市民に業者との癒着の疑惑を抱かれないようにするためであり、管理監督者は、職員の規範となるよう自らを規律するとともに、不祥事を防止する責務があることを強く自覚する必要がある。しかし、所属の計理・契約事務を所管する立場でありながら、契約金額にかかる交渉期間中に本件委託事業者担当者と会食を行ったことは、その職責における自覚が欠如していると言わざるを得ない。

(3) 契約金額交渉期間中における交渉担当部署以外の職員の対応

〈確認された事項〉

- ・職員Bが、交渉の担当者ではないにもかかわらず、契約金額の交渉期間中に本件委託事業者担当者へ交渉に用いる本市試算額を事前に伝えていたことが確認された。
- ・本件委託事業者から提出のあった見積書の根拠確認のために交渉の担当である海務課が本件委託事業者に求めた質問整理表について、職員Bが本件委託事業者担当者へ回答不要と発言をしたことが確認された。
- ・以上について、当人は、「参考程度に本市の積算額を伝えた」、「冗談で質問整理表を回答しなくていいと言ったかもしれない」と述べている。
- ・また、職員Bは、令和5年3月27日の事業者との価格交渉をする最終的な協議の場において、あたかも契約相手側に立って、説明責任を意識した積算の議論よりも本件委託事業者が合意できる金額に近づけるための議論に終始していることが確認される（主な発言例以下のとおり）。

- ▶「タグ下げたら8000万切るよ。8000万上回っという方がええんちゃいますかね。感覚的には。」と発言したこと。
- ▶本件委託事業者代表者への最終的な価格提示の前に大阪港湾局長に確認を取らなければ戻れなくなるとの本市担当者の発言に対し「戻らんでええやん。」と発言したこと。

- ・これらの職員Bの対応について、大阪港湾局長は、「やむに已まれない状況の中で前に進めたいという行為だと思うが、やり方として踏み込みすぎている、やりすぎていると思う。」と述べている。

#### 〈見解〉

- ・上記のような行為は、「公正契約職務執行マニュアル」において禁止事項とはされていないものの、関係業者との関係や契約金額交渉の適正性において市民の疑惑や不信を招くような行為であることは明らかであり、所属の計理・契約事務を所管する立場としての言動として相応しいものではないことから、不適正と言わざるを得ない。

#### (4) 根拠資料が不足する中での業務委託設計書（金入り）の作成

##### 〈確認された事項〉

- ・本件は、クジラの死骸の海上運搬処理という特殊な業務であり、かつ緊急性を要したことなどから、契約にあたり積算された予定価格においては、積算基準のみでの積算は困難であり、80,630,000円うち71,786,000円と約9割が本件委託事業者の見積を採用したものであることが確認された。
- ・業務委託設計書（金入り）が必要となる事業請負契約請求が令和5年3月30日付で行われていることから、その時点で予定価格が決定されており、同日付で本件委託事業者より事業請負申込書の提出があり、令和5年3月31日に契約締結されている。しかし、契約締結後の令和5年4月2日に本件委託事業者から見積書の一部（曳航水葬作業の費用：28,534,750円）が提出された事実が確認されたことから、積算の根拠となる見積書の一部が存在しないまま予定価格を決定したことが確認された。
- ・大阪港湾局職員Cは、「事業者との3月27日の協議の中で合意した内容が事業者からの見積書として出ていないため、依頼をした。（中略）4月に入ってから事業者から見積書を受けていたことから、3月27日に事業者と合意していた内容は書類上は存在していなかったため、契約時点では書類による確認はできていなかった。」と述べている。
- ・大阪港湾局職員Dは、「契約以前の3月27日に事業者と協議をした際、曳船に関して見積の修正について相手と話をしており、それを踏まえた内容で修正した見積を出してもらったこととなっていた。（中略）4月となり年度が変わっても事業者からもらえていない状況であった。差し替えをできていないままだったので、後付けとなったが、修正した見積書を出してもらった。」と述べている。

- ・また、業務委託設計書（金入り）の作成にあたっては、意思決定にかかる決裁文書の存在が確認されず、本来なされるべき照査の記録がない業務委託設計書（金入り）のみが保管されている状況が確認された。
- ・職員Cは、「意思決定の方法としては、通常、書類の押印ではなく、別で決裁を行っているもの。本件も同様の取り扱いをするべきだが、局長までの意思決定の決裁はとっていない。（中略）照査という形にはなっていないが、職員Dに確認はしてもらっている。」と述べている。

#### 〈見解〉

- ・本件委託事業者の見積価格の当否を検討し、適正な契約を行うための基準となる予定価格について根拠資料の一部が不足する中で照査の記録なく決定する行為や、その意思決定にかかる公文書（決裁文書）の存在が確認されない状態であることは、不適正と言わざるを得ない。

### (5) 支出決定決裁（支出負担行為決議）にかかる事務専決規程の適用誤り

#### 〈確認された事項〉

- ・事業の実施決定や契約締結等の決裁については、大阪港湾局長を決裁権者として完了しているものの、本件契約の締結完了後に行われた、支出決定決裁（支出負担行為決議）においては、大阪港湾局長専決にもかかわらず、「経営改革課長」を決裁権者として完了していることが確認された。

#### 〈見解〉

- ・「市役所課長等専決規程」第5条第1項第1号により、予算又は物品に関する事務を所管する「課長」の専決できる事項は、「配当及び配付予算の範囲内における定例確定的経費又は1件1,000,000円以下の定例の経費の支出決定に関すること。」と規定されている。また、「大阪市事務専決規程」第17条の3第1項第6号により、人事又は予算に関する事務を所管する「部長」の専決できる事項は、「配当及び配付予算の範囲内における1件5,000,000円以下の定例の経費の支出決定に関すること。」と規定されている。「部長」の専決できる範囲を超える場合には、基本的には「大阪市事務専決規程」で定義する局長の専決となる。
- ・大阪港湾局では、「大阪市事務専決規程」における専決権限について「大阪港湾局長専決権の一部委譲に関する内規」において、「経営改革課長の専決できる事項」として「1件5,000,000円以下の経費の支出決定に関すること」、「総務部長の専決できる事項」として「1件20,000,000円以下の経費の支出決定に関すること」と規定しており、「総務部長」の専決できる範囲を超える場合には、基本的には大阪港湾局長の専決としている。
- ・本件は、総務部長の専決できる範囲の20,000,000円を超える経費（80,190,000円）の支出決定であることから、本来は大阪港湾局長専決にもかかわらず、支出を決定した決裁は「経営改革課長」を決裁権者として完了しており、「大阪市事務専決規程」等の適用を誤っているため、不適正と言わざるを得ない。

## (6) 契約事務審査会での審議における審議資料が不十分

### 〈確認された事項〉

- ・提供された契約事務審査会（令和5年1月31日開催）議事録及び審議資料によると、随意契約理由書（案）及び業務委託仕様書を審議資料として審議されていた様子であったが、随意契約理由や本件委託事業者の選定理由を客観的に証明する根拠資料がないことが確認された。

### 〈見解〉

- ・大阪市契約事務審査会運用指針においては、契約の必要性及び契約方法に関すること並びに随意契約を行う場合における本件委託事業者の選定に関することが契約事務審査会の所掌事務とされている。随意契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約理由があり、十分に説明されているかを審議するとされ、随意契約理由の客観性を確保するため、その根拠となる資料等により、業者選定に恣意性のないことを確認することと定めている。
- ・大阪港湾局の「事務フローチャート（緊急による5号随意契約＝発生報告書）」によると、まず発生報告書の書面審議により本件委託事業者及び選定方法等を審議し、発注後に随意契約理由書の審議を行うとしている。これは、業者決定及び発注を速やかに行うために必要最低限の内容が盛り込まれた発生報告書によって審議し、発注後に改めて随意契約理由書の審議を行うことにより説明責任を果たそうとしていると推測される。
- ・これを本件にあてはめると、発生報告書の書面審議が令和5年1月16日付けでなされている。発注後の令和5年1月31日には、随意契約理由書の審議がなされているが、随意契約理由の客観性を確保するための根拠となる資料等が審議資料として盛り込まれている形跡がないため、説明責任を果たすための審議資料として不十分である。

### [財務会計上の行為等（住民監査請求の結果）]

令和6年4月26日付け大監第3号「住民監査請求について（通知）」の「5 判断」によると、大きく次の(1)～(6)の6つの論点で判断していることから、本報告では、その6つの論点に沿う形で、入札等監視委員会の所掌を踏まえ整理した。

#### (1) 鯨死骸処理に向けた事前準備等について

#### (2) 処分方法を「海洋沈下」としたことの妥当性について

これらは直接的に入札契約事務に関する論点ではないので、調査の対象外とする。

#### (3) 本件随意契約の適法性について

令和5年1月15日～17日の事業者等との打合せ内容などから、指定案件の随意契約理由「鯨体の腐敗が急速に進む中、これを放置すると、腐敗臭が市内生活圏にまで拡大するとともに、鯨体内にガスが充満し、最悪の事態として鯨体が爆発四散する危険性があることから、極めて早急に実施する必要がある」や、予見不可能な業務で即時の対応が求められるものとして「災害時における契約事務ガイドライ

ン」に準ずる考えに則り実施したことは、入手した資料等からは、その考え方を否定するものはなかった。

(4) 比較見積及び事前の契約書作成を行わなかったことの妥当性について

比較見積及び事前の契約書作成を行わなかったことは、上記(3)のとおり「災害時における契約事務ガイドライン」に準ずる考えに則り実施したことは、入手した資料等からは、その考え方を否定するものはなかった。

一方で、住民監査請求の結果で疑義が残ったと指摘する、令和5年1月31日実施の契約事務審査会において、随意契約理由の客観性を確保するため、その根拠となる資料等により、業者選定に恣意性のないこと、対外的に説得力を持った内容であるかを、どのように審議したのかといった点は、前述「(6) 契約事務審査会での審議における審議資料が不十分」で指摘しているとおり、説明責任を果たすための審議資料としては不十分である。

(5) 本件委託業者に対する不当利得返還請求権の有無について

(6) 職員個人の本市に対する損害賠償責任の有無について

これらは直接的に入札契約事務に関する論点ではないので、調査の対象外とする。

[その他]

(1) 公文書の管理

- ・事務事業の実施決定、業務委託設計書(金入り)の作成、事業所管課(海務課)から契約所管課(経営改革課)への事業請負契約請求において、本来作成されているべき決裁文書が確認できなかった。
- ・『鯨死骸海上運搬処理業務委託』に係る経費の支出について(令和5年3月28日起案)、「請負第1537号 鯨死骸海上処理業務委託にかかる経費の支出について」(令和5年3月31日起案 執行伺決議)などについて、根拠となる資料の添付がないなど、意思決定の内容が不明確である。また、『鯨死骸海上運搬処理業務委託』に係る経費の支出について(令和5年3月28日起案)が事業実施の意思決定という整理である場合には、本件委託事業者からの当初の見積書徴取後速やかに回議を行うなど、早い段階で意思決定を行うべきであったと考える。
- ・作成された決裁文書は、文書分類表に定められた簿冊名称に従い作成した簿冊に編集することとされているが、文書分類表に定められた簿冊ではない1冊のファイルにその他の関係資料とともに編綴され、一部は別の簿冊に編綴されるなど、正しく編集されていない状況にあり、公文書の管理が適正に行われていなかった。

(2) 組織マネジメント

- ・本件委託事業者に対し所属として統一的な対応がとれていないこと、指定案件に係る調査への大阪港湾局の対応が断片的な説明や複数回にわたる資料の提出などの状況であったこと、指定案件とは直接かかわりのない職員による関係業者等と

の会食が確認されたことなどを勘案すると、コンプライアンス意識も含めた組織マネジメント全体について改善に向けた取組が求められるところである。

## 8 結び

以上、大阪市入札等監視委員会開催運営要領に基づき、指定案件「鯨死骸海上運搬処理業務委託」（大阪港湾局）の調査結果をご報告いたしますので、ご意見のほど、よろしくお願いいたします。

## 「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事案の経過

※□：別紙 2 と符合 ※■：別紙 3 と符合

日付	概要	詳細
1月9日(月)	クジラ発見	
1月13日(金)	クジラ死亡確認	
1月13日(金)	職員 A から本件委託事業者へ連絡	本件委託事業者へ勤務する元職員に電話にて履行可否を確認 職員 A から職員 C に引継ぎ
1月13日(金)	クジラの処分方法の決定及び本件委託事業者の決定	海務課として、クジラの処理方法を海洋投棄に、本件委託事業者を昭陽汽船(株)に決定
1月15日(日)	本件委託事業者等との打合せ	履行可否の打合せ 海務課職員が概算費用を尋ねたところ、450t吊りクレーン付き台船を使用する想定で本件委託事業者と再委託事業者で各々約1,000万円との発言あり
1月16日(月)	契約事務審査会	大阪港湾局業務委託発生報告書にて、契約相手方や選定方法等を書面審議
1月16日(月)	本件委託事業者等との打合せ	クジラの吊り上げ対応等の打合せ
1月17日(火)	市長・副市長による意思決定	他海域（紀伊水道沖）への移動、海底沈下という処理方法を決定
1月17日(火)	緊急業務委託施工指示書の交付（大阪港湾局から本件委託事業者）	緊急業務委託施工指示書の交付
1月17日(火)	緊急業務委託施工請書の提出（本件委託事業者から大阪港湾局）	緊急業務委託施工請書の大阪港湾局への提出
1月17日(火)	再委託承諾申請書の提出（本件委託事業者から大阪港湾局） 再委託承諾書の交付（大阪港湾局から本件委託事業者）	申請を受け、本件委託事業者が4者へ再委託することを承諾
1月17日(火)	本件委託事業者等との打合せ	作業手法等の打合せ 海務課職員が見積提出を依頼したところ、本件委託事業者から「超概算となるが、総事業費は税抜き6,000万円」との発言あり
1月19日(木)	クジラ水葬	紀伊水道沖にて沈下処理
1月23日(月)	職員 A が本件委託事業者へ勤務する元職員にお酒を差し入れ	職員 A が本件委託事業者の事務所を訪問し、酒類を提供
■ 1月25日(水)	8,625万円の見積書の受領 (本件委託事業者へ勤務する元職員から職員 C 等へメール)	本件委託事業者へ勤務する元職員からのメールには「口頭で6,000万円と伝えておりましたが、添付のとおりとなりました」との記載あり

## 「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事案の経過

※□：別紙 2 と符合 ※■：別紙 3 と符合

日付	概要	詳細
1月26日(木)	1月25日に本件委託事業者から提出のあった見積書に対する職員Bの感想（職員Bから職員C等へメール）	職員Bからのメールには「どう考えても単価を上げすぎです」などの記載あり
□ 1月26日(木)	本市試算と本件委託事業者見積の比較（職員Cから職員Dへメール）	本市試算額：2,068万円 本件委託事業者見積額：8,625万円
1月30日(月)	本件委託事業者との協議（1回目）	本件委託事業者の見積金額について交渉
1月31日(火)	契約事務審査会	随意契約理由書の審議
2月頃	本件委託事業者に勤務する元職員との会食	職員B等と本件委託事業者に勤務する元職員との会食
■ 2月1日(水)	8,113万円に見直した見積書の受領（本件委託事業者に勤務する元職員から職員C等へメール）	1月30日の本件委託事業者との協議（1回目）の結果、見積額を見直し 本件委託事業者見積額：8,113万円
2月2日(木)	本件委託事業者との協議（2回目）	本件委託事業者と見積金額について交渉
2月5日(日)	1月13日からの本件委託事業者等との協議等の経過メモの共有（職員Eから職員C等へメール）	本件委託事業者に勤務する元職員から「港湾局職員より『幾ら費用が掛かっても良いからやってくれ』と言われている」との記載あり
□ 2月6日(月)	3,924万円に本市試算を見直し（職員Fから職員E等へメール）	2月2日の本件委託事業者との協議（2回目）の結果や職員Dの指摘等を踏まえ、本市試算額を見直し 本市試算額：3,924万円
2月7日(火)	本件委託事業者への質問整理表作成	大阪港湾局長の細かく見積精査することや記録としてそれを残すことといった意見を踏まえ、本件委託事業者への質問事項を整理
2月13日(月)	本件委託事業者代表者等への質問整理表に関する事前説明	質問整理表の送付にあたり、本件委託事業者代表者等に対して事前に説明（職員D、職員C、職員Eから本件委託事業者代表者等に説明）
2月13日(月)	他事業者の見積収集の指示（大阪港湾局長から職員D等へメール）	比較考量のため、仮に海洋土木業者に委託した場合の見積を収集するよう指示
2月13日(月)	本件委託事業者への質問整理表の回答依頼（職員Eから本件委託事業者に勤務する元職員等へメール）	見積内容を精査するため、送付
2月16日(木)	他事業者へのヒアリング	A社
2月17日(金)	他事業者へのヒアリング	B社、C社

## 「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事案の経過

※□：別紙 2 と符合 ※■：別紙 3 と符合

日付	概要	詳細
2月20日(月)	本件委託事業者から質問整理表の回答 (本件委託事業者から勤務する元職員から職員 E 等へメール)	質問事項に対する回答 (一部未回答あり) の提出あり
2月21日(火)	他事業者 (D社) から見積を受領 (他事業者から職員 E 等へメール)	
■ 2月27日(月)	8,340万円に見直した見積書の受領 (本件委託事業者から勤務する元職員から職員 C 等へメール)	質問整理表の回答に伴い、見積額を見直し 本件委託事業者見積額：8,340万円
□ 2月28日(火)	3,751万円と4,774万円の 2 案に本市試算を見直し (職員 E から職員 F 等へメール)	本市試算を見直し 本市試算額：(案 1) 3,751万円 (案 2) 4,774万円
□ 2月28日(火)	3,782万円と4,796万円の 2 案に本市試算を見直し (職員 E から職員 C 等へメール)	本市積算を見直し 本市試算額：(案 1) 3,782万円 (案 2) 4,796万円
2月28日(火)	本件委託事業者見積と本市試算との相違点の提示 (職員 D から職員 C 等へメール)	本件委託事業者の見積に対する本市試算の考え (見積との相違点) の提示
□ 3月1日(水)	3,774万円と4,752万円の 2 案に本市試算を見直し (職員 E から職員 C 等へメール)	本市試算を見直し 本市試算額：(案 1) 3,774万円 (案 2) 4,752万円
□ 3月3日(金)	3,774万円と4,763万円の 2 案に本市試算を見直し (職員 E から職員 C 等へメール)	本市試算を見直し (3月1日の本市試算のうち (案の 2) の見直し) 本市試算額：(案 1) 3,774万円 (案 2) 4,763万円
3月3日(金)	職員 B からのクジラ処理に関する申し出 (職員 B から大阪港湾局長等へメール)	今までの協議状況を大阪港湾局長に報告し、職員 B 自身が本件委託事業者との交渉に入ること を伝達
3月3日(金)	3月3日の職員 B の申し出を受けた大阪港湾局長の回答 (大阪港湾局長から職員 B 等へメール)	大阪港湾局長のメールには、「わかりました。よろしくお願ひします。」との記載あり
3月5日(日)	3月3日の職員 B の申し出を受けた対応の進言 (職員 G から職員 D 等へメール)	3月3日の職員 B の申し出を問題視し、これまで進めてきた内容などを大阪港湾局長へ説明 するよう進言
3月6日(月)	3,774万円と4,763万円の 2 案の本市試算の職員 B 等への共有 (職員 C から職員 B へメール)	本市試算として、現在のところ3,774万円であり、根拠資料の確認ができれば4,763万円とい う考えを共有
3月6日頃	本件委託事業者との契約金額に関する意見交換	大阪港湾局長、職員 D、職員 B、職員 C の 4 名による契約金額に関する意見交換
3月10日頃	職員 B からの職員 C、職員 H への試算依頼	職員 C、職員 H に対して、7,000万円くらいで試算をするよう依頼
□ 3月10日(金)	7,201万円に本市試算を見直し (職員 H から職員 D 等へメール)	本件委託事業者の見積を一部採用し、本市試算を見直し 本市試算額：7,201万円

## 「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事案の経過

※□：別紙 2 と符合 ※■：別紙 3 と符合

日付	概要	詳細
3月14日(火)	法律相談 (1回目)	弁護士からは、市積算基準適用すべき、ADR等の活用検討、供託の可否の法務局への勧奨等の助言あり
□ 3月14日(火)	5,974万円に本市試算を見直し (職員 H から職員 C 等へメール)	市積算ベースで換算するなど、本市試算を見直し 本市試算額：5,974万円
□ 3月14日(火)	5,403万円に本市試算を見直し (職員 H から職員 C 等へメール)	一部費用を除くなど、本市試算を見直し 本市試算額：5,403万円
□ 3月15日(水)	3,699万円に本市試算を見直し (職員 E から職員 C 等へメール)	未確認の作業等を計上しないなど、本市試算を見直し 本市試算額：3,699万円
3月15日(水)	職員 B からのクジラ処理に関する申し出 (職員 B から大阪港湾局長等へメール)	7,000万円をベースに外向きに耐えうる根拠を積み上げるしかないと海務課・職員 H に伝えた旨や今後は交渉の場に入らない旨を伝達
3月15日(水)	3月15日の職員 B の申し出を受けた大阪港湾局長の対応 (大阪港湾局長から職員 D 等へメール)	どう積算しても7,000万円近くに積み上げることはできないという判断でよいか確認 訴訟になっても譲れないということになるが、負ける訴訟はするべきでないと伝達
□ 3月16日(木)	4,504万円と5,479万円の 2 案に本市試算を見直し (職員 F から職員 E 等へメール)	本市積算を見直し 本市試算額：(案 1) 4,504万円 (案 2) 5,479万円
3月16日(木)	大阪法務局に供託可否を確認	本市側から弁済を提供しておらず、債権者も受領できる状況であるため、供託不可との返答
3月20日(月)	職員 B と本件委託事業者代表者の面会	交渉がうまくいかないなか、本件委託事業者代表者の怒りを鎮めるような趣旨で面会
3月20日(月)	本件委託事業者との協議 (3回目)	本件委託事業者から「本日、職員 B が本件委託事業者代表者に鯨処理業務の担当から外れたことについて詫びに来ていた。その際、本市積算の契約金額が4,700～4,800万円とお聞きした」「職員 B から質問整理表への回答は不要とお聞きした」「総額7,500万円～7,600万円が妥当金額」との発言あり 本件委託事業者から「クジラ死骸処分の関する大阪港湾局と昭陽汽船の交渉経緯 (報告)」の提出あり
3月23日(木)	職員 C と大阪港湾局長等とのクジラ処理費用に関するやり取り	職員 C が本件委託事業者に勤務する元職員に電話連絡した際のやり取りを共有 職員 C のメールには、「職員 B の言っていた7,000万円以上なら、会長がどのように判断するかわからないが合意できる可能性はある」「7,000万円未満であれば話も聞かないと思われる」「来週の月曜日に会長が出社するので、そのタイミングでどうするのか決めてほしい。この話が決裂すれば、市長へ手紙を出すことや議員に連絡することなど検討している」などの記載あり

## 「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事案の経過

※□：別紙 2 と符合 ※■：別紙 3 と符合

日付	概要	詳細
□ 3月23日(木)	6,325万円に本市積算を見直し (職員 H から職員 D 等へメール)	本市積算を見直し 本市試算額：6,325万円
□ 3月24日(金)	7,079万円に本市積算を見直し (職員 F から職員 D 等へメール)	本市積算を見直し 本市試算額：7,079万円
3月24日(金)	法律相談 (2回目)	弁護士からは、本市積算基準で積算すべき、市長に方針を確認したほうがよいのではないかと の助言あり
3月24日(金)	法律相談を踏まえた打合せ	法律相談を踏まえ、職員 I、職員 J、職員 D、職員 C、職員 E で打合せを実施 大阪港湾局長の判断を仰ごうと試みるが、海外出張中のため連絡つかず
3月25日(土)	職員 D からの大阪港湾局長の連絡の伝達 (職員 D から職員 I 等へメール)	職員 D のメールには、「局長より、月曜日は最大限努力する形で調整するよう連絡がありました。 和解のスタンスです」との記載あり
3月25日(土)	職員 B からの 3 月 27 日の協議に関する申し出 (職員 B から大阪港湾局長等へメール)	職員 B のメールには、「せめて 7,500 万円以上、できれば 8,000 万円を持っていくべきと思っ ています」との記載あり
3月27日(月)	大阪港湾局長と本件委託事業者代表者との協議	大阪港湾局長から本件委託事業者代表者へ 7,500 万円を金額を示したところ、根拠がわから ないと判断できないとの発言があり、午後から改めて事務的に協議することとなる
3月27日(月)	他事業者への 6,000PS 級以上の曳航費調査の共有 (職員 E から職員 D 等メール)	法律相談 (2 回目) の弁護士の意見を踏まえた調査 (速報)
□ 3月27日(月)	7,285万円に本市積算を見直し (職員 H から職員 D 等へメール)	本市積算を見直し 本市試算額：7,285万円
3月27日(月)	本件委託事業者との協議 (4 回目)	職員 D、職員 C、職員 B と本件委託事業者に勤務する元職員等の中で金額の合意に至る
3月28日(火)	本市試算の増加要素の伝達 (職員 D から職員 H へメール)	3 月 27 日の本件委託事業者との協議を踏まえ、7,285 万円からの増加要素を加味し、本市試 算を見直し 職員 H のメールには、「もはやほとんど見積ですね (標準積算はほとんどないです。)」と の記載あり 本市試算額：8,063万円
3月28日(火)	8,625万円の経費の支出について (財務会計システム)	決裁：大阪港湾局長 (事務専決規程第 3 条第 1 項第 17 号)
不明	業務委託設計書 (金入り) 8,063万円 (海務課から経営改革課へ提出)	設計・課長欄：海務課長 (海務課における決裁を確認できず)

## 「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事案の経過

※□：別紙2と符合 ※■：別紙3と符合

日付	概要	詳細
3月30日(木)	事業請負契約請求書の提出 (海務課から経営改革課へ提出)	海務課から経営改革課へ契約請求依頼 (海務課における決裁を確認できず)
3月30日(木)	発注決裁 (文書管理システム)	決裁：大阪港湾局長 添付資料：事業請負契約請求書、業務委託設計書 (金入り) 等
3月30日(木)	事業請負申込書の受領	本件委託事業者から税抜き7,290万円の事業請負申込書の提出あり
■ 3月30日(木)	本件委託事業者との見積提出にかかるやり取り	職員Cからの見積提供依頼のメールを受けて、本件委託事業者に勤務する元職員から見直した見積書の提出あり 本件委託事業者見積額：8,119万円
□ 3月31日(金)	8,063万円の本市積算の総括表等の整理	職員Hと職員Dとの間で特別職等への説明に向け整理 職員Dから職員Cあて整理後の資料にて説明することの伝達
3月31日(金)	執行伺 (財務会計システム) 8,625万円	決裁：大阪港湾局長 (事務専決規程第3条第1項第17号)
3月31日(金)	業者決定依頼書 (財務会計システム) 8,625万円	決裁：海務課長
3月31日(金)	契約締結決裁 (文書管理システム) 8,019万円	決裁：大阪港湾局長
3月31日(金)	支出負担行為決議 (財務会計システム) 8,019万円	決裁：経営改革課長
3月31日(日)	業務完了通知書の受領・完了検査	本件委託事業者から業務完了通知書や業務実施報告書の提供 これを受けて、完了検査を実施。合格の検査結果通知書を交付
■ 4月2日(火)	曳航水葬作業費を見直した見積書の受領 (本件委託事業者から職員Dへメール)	曳航水葬作業費の修正に伴い、見積額を見直し 本件委託事業者見積額：9,089万円
4月10日(月)	支出命令 (財務会計システム) 8,019万円	決裁：経営改革課長 (市役所課長等専決規程第5条第4項)

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる本市試算推移表

※「①本市のみ」は単価・数量ともに標準積算ベース、「②本市+見積」は、単価が本市（標準積算ベース）、数量が見積（または実績）、「③見積」は単価が見積、数量が見積（または実績）。1/26~3/3、3/15については、回航費として「曳船作業費」は共通仮設費の積上げにて計上

費用項目/日付	1月26日 ①本市のみ	1月26日 ②本市+見積	1月26日 ③見積のみ	1月26日 合計	2月6日 ①本市のみ	2月6日 ②本市+見積	2月6日 ③見積のみ	2月6日 合計	2月28日 ①本市のみ	2月28日 ②本市+見積	2月28日 ③見積のみ	2月28日① 案1	2月28日 ①本市のみ	2月28日 ②本市+見積	2月28日 ③見積のみ	2月28日① 案2
一般管理費（丸め後）	576,208	564,551	2,138,170	3,278,929	3,063,190	846,873	1,969,973	5,880,036	150,309	839,057	4,658,084	5,647,450	145,664	3,253,737	3,624,998	7,024,399
一般管理費（丸め前）	574,238	568,241	2,141,779	3,284,258	3,064,569	847,892	1,973,030	5,885,491	150,319	839,114	4,658,398	5,647,831	145,734	3,255,296	3,626,735	7,027,765
工事原価	2,713,792	2,685,449	10,121,830	15,521,071	15,516,810	4,293,127	9,990,027	29,799,964	757,277	4,227,272	23,468,001	28,452,550	754,316	16,849,362	18,771,923	36,375,601
現場管理費	525,074	519,589	1,958,405	3,003,068	2,868,612	793,675	1,846,868	5,509,155	140,451	784,027	4,352,581	5,277,059	137,490	3,071,161	3,421,589	6,630,240
純工事費	2,188,718	2,165,860	8,163,425	12,518,003	12,648,198	3,499,452	8,143,159	24,290,809	616,826	3,443,245	19,115,420	23,175,491	616,826	13,778,201	15,350,334	29,745,361
直接業務費計	0	1,881,462	7,238,008	9,119,470	0	3,078,262	7,238,008	10,316,270		3,032,085	8,050,300	11,082,385		3,032,085	13,805,100	16,837,185
曳船作業費																
運搬船作業費		1,269,195	743,708	2,012,903		2,465,995	743,708	3,209,703		2,495,343	561,000	3,056,343		2,495,343	4,021,000	6,516,343
港内運搬作業費		244,900	625,000	869,900		244,900	625,000	869,900		244,900	1,170,000	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900
荷役費		75,525	5,144,000	5,219,525		75,525	5,144,000	5,219,525			5,594,000	5,594,000			7,888,800	7,888,800
養生資材費			615,300	615,300			615,300	615,300			615,300	615,300			615,300	615,300
方塊運搬費		291,842	110,000	401,842		291,842	110,000	401,842		291,842	110,000	401,842		291,842	110,000	401,842
土運船作業費等																
共通仮設費	2,188,718	284,398	925,417	3,398,533	12,648,198	421,190	905,151	13,974,539	616,826	411,160	11,065,120	12,093,106	616,826	10,746,116	1,545,234	12,908,176
共通仮設費（率）		228,598	879,417	1,108,015		365,390	859,151	1,224,541		355,360	943,495	1,298,855		329,284	1,499,234	1,828,518
共通仮設費（積上げ）	2,188,718	55,800	46,000	2,290,518	12,648,198	55,800	46,000	12,749,998	616,826	55,800	10,121,625	10,794,251	616,826	10,416,832	46,000	11,079,658
小計	3,290,000	3,250,000	12,260,000	18,800,000	18,580,000	5,140,000	11,960,000	35,680,000	907,586	5,066,329	28,126,085	34,100,000	899,980	20,103,099	22,396,921	43,400,000
消費税	329,000	325,000	1,226,000	1,880,000	1,858,000	514,000	1,196,000	3,568,000	90,759	506,633	2,812,608	3,410,000	89,998	2,010,310	2,239,692	4,340,000
総計	3,619,000	3,575,000	13,486,000	20,680,000	20,438,000	5,654,000	13,156,000	39,248,000	998,345	5,572,962	30,938,693	37,510,000	989,978	22,113,409	24,636,613	47,740,000

試算のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船の規格1500PS1隻（回航費として共通仮設費で計上）→①本市に仕分け</li> <li>・機材費（運搬船作業費・荷役費に含む）・清掃費・技術料は未計上</li> <li>・見積内容確認着手</li> <li>【後に1500PSは水葬場所まで曳航できないことが判明】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の水葬場所までの曳航には引船4000ps以上が必要、かつ、引船は2隻→単価表に記載のある4000ps2隻で計上（回航費として共通仮設費で計上）→①本市に仕分け</li> <li>・機材費（運搬船作業費・荷役費に含む）・清掃費・技術料は未計上</li> <li>・見積内容確認中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船2隻（6000PS,4500PS）は見積単価とし、実績（24h30分）により按分（回航費として共通仮設費で計上）→③見積のみ（単価「見積」数量「実績」）に仕分け</li> <li>・300m3の土運船のえい航費は削除（右記同じ）</li> <li>・機材費（運搬船作業費・荷役費に含む）・清掃費・技術料は未計上</li> <li>・見積内容確認できたものから追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船単価は標準積算ベース（4000PS、2隻）とするが速度を実績に合わせる（9.3km/h→実績13.3km/n）（回航費として共通仮設費で計上）</li> <li>→②本市+見積（単価「標準積算」、数量「実績」）に仕分け</li> <li>・機材費は計上（確認中のものもあり）</li> <li>・清掃費・技術料は未計上</li> </ul>
---------	--	---	--	--

費用項目/日付	2月28日 ①本市のみ	2月28日 ②本市+見積	2月28日 ③見積のみ	2月28日② 案1	2月28日 ①本市のみ	2月28日 ②本市+見積	2月28日 ③見積のみ	2月28日② 案2	3月1日① 案1	3月1日① 案2	3月1日② 案1	3月1日② 案2	3月1日 ①本市のみ	3月1日 ②本市+見積	3月1日 ③見積のみ	3月1日③ 案1
一般管理費（丸め後）	150,192	888,686	4,653,666	5,692,544	145,478	3,284,832	3,619,400	7,049,710	5,692,544	7,049,710	5,692,544	7,049,710	150,185	875,061	4,653,461	5,678,707
一般管理費（丸め前）	150,219	888,847	4,654,508	5,693,574	145,646	3,288,630	3,623,584	7,057,860					150,231	875,329	4,654,888	5,680,448
工事原価	757,154	4,480,077	23,460,225	28,697,456	754,255	17,030,712	18,765,323	36,550,290	28,697,456	36,550,290	28,697,456	36,550,290	757,215	4,411,941	23,462,137	28,631,293
現場管理費	140,328	830,320	4,348,025	5,318,673	137,429	3,103,077	3,419,131	6,659,637	5,318,673	6,659,637	5,318,673	6,659,637	140,389	817,984	4,349,937	5,308,310
純工事費	616,826	3,649,757	19,112,200	23,378,783	616,826	13,927,635	15,346,192	29,890,653	23,378,783	29,890,653	23,378,783	29,890,653	616,826	3,593,957	19,112,200	23,322,983
直接業務費計		3,218,085	8,050,300	11,268,385		3,218,085	13,805,100	17,023,185	11,268,385	17,023,185	11,268,385	17,023,185		3,218,085	8,050,300	11,268,385
曳船作業費																
運搬船作業費		2,681,343	561,000	3,242,343		2,681,343	4,021,000	6,702,343	3,242,343	6,702,343	3,242,343	6,702,343		2,681,343	561,000	3,242,343
港内運搬作業費		244,900	1,170,000	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900	1,414,900	1,414,900	1,414,900	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900
荷役費			5,594,000	5,594,000			7,888,800	7,888,800	5,594,000	7,888,800	5,594,000	7,888,800			5,594,000	5,594,000
養生資材費			615,300	615,300			615,300	615,300	615,300	615,300	615,300	615,300			615,300	615,300
方塊運搬費		291,842	110,000	401,842		291,842	110,000	401,842	401,842	401,842	401,842	401,842		291,842	110,000	401,842
土運船作業費等																
共通仮設費	616,826	431,672	11,061,900	12,110,398	616,826	10,709,550	1,541,092	12,867,468	12,110,398	12,867,468	12,110,398	12,867,468	616,826	375,872	11,061,900	12,054,598
共通仮設費（率）		375,872	940,275	1,316,147		348,518	1,495,092	1,843,610	1,316,147	1,843,610	1,316,147	1,843,610		375,872	940,275	1,316,147
共通仮設費（積上げ）	616,826	55,800	10,121,625	10,794,251	616,826	10,361,032	46,000	11,023,858	10,794,251	11,023,858	10,794,251	11,023,858	616,826	0	10,121,625	10,738,451
小計	907,346	5,368,763	28,113,891	34,390,000	899,733	20,315,544	22,384,723	43,600,000	34,390,000	43,600,000	34,390,000	43,600,000	907,400	5,287,002	28,115,598	34,310,000
消費税	90,735	536,876	2,811,389	3,439,000	89,973	2,031,555	2,238,472	4,360,000	3,439,000	4,360,000	3,439,000	4,360,000	90,740	528,700	2,811,560	3,431,000
総計	998,081	5,905,639	30,925,280	37,829,000	989,706	22,347,099	24,623,195	47,960,000	37,829,000	47,960,000	37,829,000	47,960,000	998,140	5,815,702	30,927,158	37,741,000

(2月28日②案1、案2と同じ)

試算のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船2隻（6000PS,4500PS）は見積単価とし、実績（24h30分）により按分（回航費として共通仮設費で計上） →③見積のみ（単価「見積」数量「実績」）に仕分け</li> <li>・機材費・清掃費・技術料は未計上</li> <li>・見積内容確認できたものから追加</li> <li>・その他：運搬船作業費の船員の費用を一旦見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船単価は標準積算ベース（4000PS、2隻）とするが速度を実績に合わせる（9.3km/h→実績13.3km/n）（回航費として共通仮設費で計上） →②本市+見積（単価「標準積算」、数量「実績」）に仕分け</li> <li>・機材費は計上（確認中のものもあり）</li> <li>・清掃費・技術料は未計上</li> <li>・その他：船団指揮は削除（これ以降同じ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船2隻（6000PS,4500PS）は見積単価とし、実績（24h30分）により按分（回航費として共通仮設費で計上） →③見積のみ（単価「見積」数量「実績」）に仕分け</li> <li>・機材費・清掃費・技術料は未計上</li> <li>・見積内容確認できたものから追加</li> </ul>
---------	---	---	--

費用項目/日付	3月1日③ 案1	3月1日③ ①本市のみ	3月1日③ ②本市+見積	3月1日③ ③見積のみ	3月1日③ 案2	3月3日 案1	3月3日 ①本市のみ	3月3日 ②本市+見積	3月3日 ③見積のみ	3月3日 案2	3月10日 ①本市のみ	3月10日 ②本市+見積	3月10日 ③見積のみ	3月10日 合計
一般管理費（丸め後）	5,678,707	145,695	842,434	6,004,656	6,992,785	5,678,707	145,756	842,791	6,022,911	7,011,458	140,495	845,707	9,190,180	10,176,382
一般管理費（丸め前）		145,821	843,165	6,009,866	6,998,853		145,821	843,165	6,025,588	7,014,574	138,059	848,110	9,198,914	10,185,083
工事原価	28,631,293	754,378	4,361,955	31,090,882	36,207,215	28,631,293	754,378	4,361,955	31,172,209	36,288,542	749,505	4,604,293	49,939,820	55,293,618
現場管理費	5,308,310	137,552	795,352	5,669,065	6,601,969	5,308,310	137,552	795,352	5,683,894	6,616,798	132,679	815,063	8,840,470	9,788,212
純工事費	23,322,983	616,826	3,566,603	25,421,817	29,605,246	23,322,983	616,826	3,566,603	25,488,315	29,671,744	616,826	3,789,230	41,099,350	45,505,406
直接業務費計	11,268,385		3,218,085	13,805,100	17,023,185	11,268,385		3,218,085	13,865,100	17,083,185	0	3,468,085	37,616,100	41,084,185
曳船作業費													23,734,000	23,734,000
運搬船作業費	3,242,343		2,681,343	4,021,000	6,702,343	3,242,343		2,681,343	4,081,000	6,762,343		2,931,343	4,098,000	7,029,343
港内運搬作業費	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900
荷役費	5,594,000			7,888,800	7,888,800	5,594,000			7,888,800	7,888,800			7,888,800	7,888,800
養生資材費	615,300			615,300	615,300	615,300			615,300	615,300			615,300	615,300
方塊運搬費	401,842		291,842	110,000	401,842	401,842		291,842	110,000	401,842		291,842	110,000	401,842
土運船作業費等														
共通仮設費	12,054,598	616,826	348,518	11,616,717	12,582,061	12,054,598	616,826	348,518	11,623,215	12,588,559	616,826	321,145	3,483,250	4,421,221
共通仮設費（率）	1,316,147		348,518	1,495,092	1,843,610	1,316,147		348,518	1,501,590	1,850,108		321,145	3,483,250	3,804,395
共通仮設費（積上げ）	10,738,451	616,826	0	10,121,625	10,738,451	10,738,451	616,826	0	10,121,625	10,738,451	616,826			616,826
小計	34,310,000	900,073	5,204,389	37,095,538	43,200,000	34,310,000	900,134	5,204,746	37,195,120	43,300,000	890,000	5,450,000	59,130,000	65,470,000
消費税	3,431,000	90,007	520,439	3,709,554	4,320,000	3,431,000	90,013	520,475	3,719,512	4,330,000	89,000	545,000	5,913,000	6,547,000
総計	37,741,000	990,080	5,724,828	40,805,092	47,520,000	37,741,000	990,147	5,725,221	40,914,632	47,630,000	979,000	5,995,000	65,043,000	72,017,000

3月1日③  
案1と同じ

3月1日③  
案1と同じ

試算のポイント		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船2隻（6000PS,4500PS）は見積単価とし、実績（24h30分）により按分（回航費として共通仮設費で計上）→③見積のみ（単価「見積」数量「実績」）に仕分け</li> <li>・機材費は計上（確認中のもの含む）</li> <li>・清掃費・技術料は未計上</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船2隻（6000PS,4500PS）は見積単価とし、実績（24h30分）により按分（回航費として共通仮設費で計上）→③見積のみ（単価「見積」数量「実績」）に仕分け</li> <li>・機材費は計上（確認中のもの含む）</li> <li>・清掃費・技術料は未計上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船は見積単価、日数を2日で試算。水葬する作業は本来業務であるため、共通仮設費ではなく直接業務費として計上→③見積のみに仕分け</li> <li>・機材費は計上（確認中のもの含む）</li> <li>・技術料を計上</li> </ul>
---------	--	--	--	--	--

費用項目/日付	3月14日 ①本市のみ	3月14日 ②本市+見積	3月14日 ③見積のみ	3月14日① 合計	3月14日 ①本市のみ	3月14日 ②本市+見積	3月14日 ③見積のみ	3月14日② 合計	3月15日 ①本市のみ	3月15日 ②本市+見積	3月15日 ③見積のみ	3月15日
一般管理費（丸め後）	3,470,413	866,742	4,264,295	8,601,450	3,521,111	902,811	3,432,997	7,856,919	150,352	3,380,776	2,038,667	5,569,795
一般管理費（丸め前）	3,462,759	876,208	4,267,952	8,606,919	3,514,513	910,054	3,436,049	7,860,616	150,583	3,385,980	2,041,805	5,578,368
工事原価	18,389,587	4,653,258	22,665,705	45,708,550	18,448,889	4,777,189	18,037,003	41,263,081	757,462	17,032,091	10,270,652	28,060,205
現場管理費	3,298,838	834,730	4,065,914	8,199,482	3,333,044	863,064	3,258,631	7,454,739	140,636	3,162,310	1,906,929	5,209,875
純工事費	15,090,749	3,818,528	18,599,791	37,509,068	15,115,845	3,914,125	14,778,372	33,808,342	616,826	13,869,781	8,363,723	22,850,330
直接業務費計	13,207,340	3,484,377	13,911,808	30,603,525	13,207,340	3,565,427	13,461,808	30,234,575		3,138,135	7,480,300	10,618,435
曳船作業費	13,207,340		46,000	13,253,340	13,207,340		46,000	13,253,340				
運搬船作業費		2,947,635	4,081,708	7,029,343		2,947,635	4,081,708	7,029,343		2,681,343	561,000	3,242,343
港内運搬作業費		244,900	1,170,000	1,414,900		244,900	1,170,000	1,414,900		201,500	1,050,000	1,251,500
荷役費			7,888,800	7,888,800		81,050	7,438,800	7,519,850		81,050	5,144,000	5,225,050
養生資材費			615,300	615,300			615,300	615,300			615,300	615,300
方塊運搬費		291,842	110,000	401,842		291,842	110,000	401,842		174,242	110,000	284,242
土運船作業費等												
共通仮設費	1,883,409	334,151	4,687,983	6,905,543	1,908,505	348,698	1,316,564	3,573,767	616,826	10,731,646	883,423	12,231,895
共通仮設費（率）	1,266,583	334,151	1,627,631	3,228,365	1,291,679	348,698	1,316,564	2,956,941		370,614	883,423	1,254,037
共通仮設費（積上げ）	616,826		3,060,352	3,677,178	616,826			616,826	616,826	10,361,032		10,977,858
小計	21,860,000	5,520,000	26,930,000	54,310,000	21,970,000	5,680,000	21,470,000	49,120,000	907,814	20,412,867	12,309,319	33,630,000
消費税	2,186,000	552,000	2,693,000	5,431,000	2,197,000	568,000	2,147,000	4,912,000	90,781	2,041,287	1,230,932	3,363,000
総計	24,046,000	6,072,000	29,623,000	59,741,000	24,167,000	6,248,000	23,617,000	54,032,000	998,595	22,454,154	13,540,251	36,993,000

試算のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船は標準積算ベース（なお、6000PSは単価表にないため換算値、4500PSは4000PSの単価を使用。直接業務費に計上）→①本市に仕分け</li> <li>・機材費は計上（確認中のもの含む）</li> <li>・技術料を計上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船は標準積算ベース（なお、6000PSは単価表にないため換算値、4500PSは4000PSの単価を使用。水葬作業は本来業務であるため直接業務費に計上）→①本市に仕分け</li> <li>・機材費は計上（確認中のもの含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船単価は標準積算ベース（4000PS、2隻）とするが速度を実績に合わせる（9.3km/h→実績13.3km/h）（回航費として共通仮設費で計上）</li> <li>→回航費②本市+見積（単価「標準積算」、数量「実績」）に仕分け</li> <li><b>【3/14弁護士相談を踏まえ、標準積算に数か所変更】</b></li> </ul>
---------	---	--	--

費用項目/日付	3月16日 案1 ①本市のみ	3月16日 案1 ②本市+見積	3月16日 案1 ③見積のみ	3月16日 案1 合計	3月16日 案2 ①本市のみ	3月16日 案2 ②本市+見積	3月16日 案2 ③見積のみ	3月16日 案2 合計	3月23日 ①本市のみ	3月23日 ②本市+見積	3月23日 ③見積のみ	3月23日 合計
一般管理費（丸め後）	3,892,984	762,433	2,005,366	6,660,783	3,779,385	737,975	3,434,552	7,951,912	467,116	953,742	3,694,002	5,114,860
一般管理費（丸め前）	3,885,530	769,746	2,013,976	6,669,252	3,775,587	747,871	3,437,950	7,961,408	472,694	955,532	5,120,165	6,548,391
工事原価	19,977,016	3,957,567	10,354,634	34,289,217	19,850,615	3,932,025	18,075,448	41,858,088	2,352,884	4,756,258	45,275,998	52,385,140
現場管理費	3,657,259	724,524	1,895,656	6,277,439	3,583,619	709,846	3,263,149	7,556,614	439,815	889,067	3,435,134	4,764,016
純工事費	16,319,757	3,233,043	8,458,978	28,011,778	16,266,996	3,222,179	14,812,299	34,301,474	1,913,069	3,867,191	41,840,864	47,621,124
直接業務費計	14,259,836	2,935,927	7,681,600	24,877,363	14,259,836	2,935,927	13,496,400	30,692,163	1,728,000	2,935,927	40,395,400	45,059,327
曳船作業費	14,259,836			14,259,836	14,259,836			14,259,836	1,728,000		26,899,000	28,627,000
運搬船作業費		2,680,635	560,800	3,241,435		2,680,635	4,080,800	6,761,435		2,680,635	4,080,800	6,761,435
港内運搬作業費			1,251,500	1,251,500			1,251,500	1,251,500			1,251,500	1,251,500
荷役費		81,050	5,144,000	5,225,050		81,050	7,438,800	7,519,850		81,050	7,438,800	7,519,850
養生資材費			615,300	615,300			615,300	615,300			615,300	615,300
方塊運搬費		174,242	110,000	284,242		174,242	110,000	284,242		174,242	110,000	284,242
土運船作業費等												
共通仮設費	2,059,921	297,116	777,378	3,134,415	2,007,160	286,252	1,315,899	3,609,311	185,069	931,264	1,445,464	2,561,797
共通仮設費（率）	1,443,095	297,116	777,378	2,517,589	1,390,334	286,252	1,315,899	2,992,485	185,069	314,438	1,445,464	1,944,971
共通仮設費（積上げ）	616,826			616,826	616,826			616,826		616,826	0	616,826
小計	23,870,000	4,720,000	12,360,000	40,950,000	23,630,000	4,670,000	21,510,000	49,810,000	2,820,000	5,710,000	48,970,000	57,500,000
消費税	2,387,000	472,000	1,236,000	4,095,000	2,363,000	467,000	2,151,000	4,981,000	282,000	571,000	4,897,000	5,750,000
総計	26,257,000	5,192,000	13,596,000	45,045,000	25,993,000	5,137,000	23,661,000	54,791,000	3,102,000	6,281,000	53,867,000	63,250,000

試算のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船は標準積算ベース（なお、6000PSは単価表にないため換算値、4500PSは4000PSの単価を使用。直接業務費に計上）→①本市に仕分け</li> <li>・機材費：未計上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船は標準積算ベース（なお、6000PSは単価表にないため換算値、4500PSは4000PSの単価を使用。直接業務費に計上）→①本市に仕分け</li> <li>・機材費は計上（確認中のもの含む）</li> <li>※3/14②の微修正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船はタグセンターの公表料金で算出（4500psは4000psとして算出。全て経費対象外として計上）→③見積のみ（単価「公表料金（見積）」数量「実績」）に仕分け</li> <li>・機材費は計上</li> </ul>
---------	---	--	--

費用項目/日付	3月24日 ①本市のみ	3月24日 ②本市+見積	3月24日 ③見積のみ	3月24日 合計	3月27日 ①本市のみ	3月27日 ②本市+見積	3月27日 ③見積のみ	3月27日 合計	3月28日 ①本市のみ	3月28日 ②本市+見積	3月28日 ③見積のみ	3月28日 合計	3月31日
一般管理費（丸め後）	455,595	998,434	4,694,127	6,148,156	455,786	998,851	4,729,830	6,184,467	585,525	699,838	5,939,407	7,224,770	7,224,770
一般管理費（丸め前）	460,676	1,002,457	4,689,840	6,152,973	460,170	1,001,355	4,724,041	6,185,566	593,761	706,506	5,926,275	7,226,542	
工事原価	2,344,405	5,101,566	50,765,873	58,211,844	2,344,214	5,101,149	52,600,170	60,045,533	3,084,475	3,670,162	59,320,593	66,075,230	
現場管理費	431,854	939,741	4,396,426	5,768,021	431,663	939,324	4,431,398	5,802,385	560,974	667,493	5,599,029	6,827,496	6,827,496
純工事費	1,912,551	4,161,825	46,369,447	52,443,823	1,912,551	4,161,825	48,168,772	54,243,148	2,523,501	3,002,669	53,721,564	59,247,734	
直接業務費計	1,728,000	3,202,927	40,395,400	45,326,327	1,728,000	3,202,927	42,031,150	46,962,077	1,728,000	2,721,287	46,189,150	50,638,437	50,638,437
曳船作業費	1,728,000		26,899,000	28,627,000	1,728,000		28,534,750	30,262,750	1,728,000		28,534,750	30,262,750	30,232,750
運搬船作業費		2,947,635	4,080,800	7,028,435		2,947,635	4,080,800	7,028,435		2,465,995	8,238,800	10,704,795	
港内運搬作業費			1,251,500	1,251,500			1,251,500	1,251,500			1,251,500	1,251,500	1,251,500
荷役費		81,050	7,438,800	7,519,850		81,050	7,438,800	7,519,850		81,050	7,438,800	7,519,850	8,135,150
養生資材費			615,300	615,300			615,300	615,300			615,300	615,300	
方塊運搬費		174,242	110,000	284,242		174,242	110,000	284,242		174,242	110,000	284,242	284,242
土運船作業費等													10,704,795
共通仮設費	184,551	958,898	5,974,047	7,117,496	184,551	958,898	6,137,622	7,281,071	795,501	281,382	7,532,414	8,609,297	8,609,297
共通仮設費（率）	184,551	342,072	1,441,415	1,968,038	184,551	342,072	1,441,415	1,968,038	178,675	281,382	1,825,464	2,285,521	
共通仮設費（積上げ）		616,826	4,532,632	5,149,458		616,826	4,696,207	5,313,033	616,826		5,706,950	6,323,776	
小計	2,800,000	6,100,000	55,460,000	64,360,000	2,800,000	6,100,000	57,330,000	66,230,000	3,670,000	4,370,000	65,260,000	73,300,000	73,300,000
消費税	280,000	610,000	5,546,000	6,436,000	280,000	610,000	5,733,000	6,623,000	367,000	437,000	6,526,000	7,330,000	7,330,000
総計	3,080,000	6,710,000	61,006,000	70,796,000	3,080,000	6,710,000	63,063,000	72,853,000	4,037,000	4,807,000	71,786,000	80,630,000	80,630,000

3月28日と同じ

試算のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船はタグセンターの公表料金で算出（4500psは4000psとして計上。全て経費対象外として計上）→③見積のみ（単価「公表料金（見積）」数量「実績」）に仕分け</li> <li>・機材費は計上</li> <li>・技術料を計上</li> </ul> <p>【3/24弁護士相談参考資料】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船はタグセンターの公表料金（なお、4500PSは換算値。全て経費対象外として計上）→③見積のみ（単価「公表料金等（見積）」数量「実績」）に仕分け</li> <li>・機材費を計上</li> <li>・技術料を計上</li> </ul> <p>【3/27PM交渉時】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船はタグセンターの公表料金（なお、4500PSは換算値。全て経費対象外として計上）→③見積のみ（単価「公表料金等（見積）」数量「実績」）に仕分け</li> <li>・機材費は計上</li> <li>・技術料を計上</li> <li>・清掃費を計上</li> </ul> <p>【3/27PM交渉後、最終】</p>
---------	--	---	---

「鯨死骸海上運搬処理業務委託」にかかる事業者積算推移表

費用項目/日付	1月25日	2月1日	2月27日	3月30日	4月2日
直接業務費計	65,347,980	48,749,873	53,382,612	51,720,245	59,011,145
曳船作業費	23,814,000				
鯨運搬船曳航/警戒指揮/水葬作業費		22,827,000			
曳航水葬作業費			27,035,000	27,086,800	34,377,700
運搬船作業費	29,420,000				
鯨海中沈下作業費		23,174,854	23,599,593	21,885,426	21,885,426
港内運搬作業費	2,260,000	1,909,230	1,909,230	1,909,230	1,909,230
荷役費	8,677,680				
他社調整業務		278,789	278,789	278,789	278,789
養生資材費	615,300				
方塊運搬費	561,000	560,000	560,000	560,000	560,000
現場管理費	6,534,798	7,312,481	5,338,261	5,172,025	5,901,115
	(直接業務費の) 10%	(直接業務費の) 15%	(直接業務費の) 10%	(直接業務費の) 10%	(直接業務費の) 10%
業務原価		56,062,354	58,720,873	56,892,270	64,912,260
一般管理費	6,534,798	8,409,353	5,872,087	5,689,227	6,491,226
	(直接業務費の) 10%	(業務原価の) 15%	(業務原価の) 10%	(業務原価の) 10%	(業務原価の) 10%
業務価格		64,471,708	64,592,961	62,581,497	71,403,486
コンサル設計費			1,941,775	1,941,775	1,941,775
他社支払額		9,292,980	9,292,980	9,292,980	9,292,980
調整	-7,576	-4,688	-7,716	-6,252	-4,771
小計	78,410,000	73,760,000	75,820,000	73,810,000	82,633,470
消費税	7,841,000	7,376,000	7,582,000	7,381,000	8,263,347
総計	86,251,000	81,136,000	83,402,000	81,191,000	90,896,817

契約事務手続きの経過

【事務フローチャート】

(緊急による5号随意契約=発生報告書)



【本件の事務手続き】

日付	概要	詳細	問題点
	(事務事業の実施決定)		・「事務フローチャート(緊急による5号随意契約=発生報告書)」によると期初となっているものの、実施決定の決裁文書が確認できなかった
R5.1.16	契約事務審査会	大阪港湾局業務委託発生報告書にて、契約相手方や選定方法等を書面審議	—
R5.1.17	市長・副市長による意思決定	他海域(紀伊水道沖)への移動、海底沈下という処理方法を決定	—
R5.1.17	緊急業務委託施工指示書の交付(大阪港湾局から本件委託事業者)	緊急業務委託施工指示書の交付	・摘要欄に「別紙仕様書のとおり」と記載があるものの、決裁文書には別紙仕様書の添付が確認できなかった
R5.1.17	緊急業務委託施工請書の提出(本件委託事業者から大阪港湾局)	緊急業務委託施工請書の大阪港湾局への提出	・摘要欄に「別紙仕様書のとおり」と記載があるものの、別紙仕様書の添付なし ・収入印紙貼付なし
R5.1.17	再委託承諾申請書の提出(本件委託事業者から大阪港湾局) 再委託承諾書の交付(大阪港湾局から本件委託事業者)	申請を受け、本件委託事業者が4者へ再委託することを承諾	・令和5年1月17日付けの再委託承諾申請書であるが、添付の業者見積書は同年1月末に提出されたものであり、書類全体としての整合が取れていない
R5.1.19	クジラ水葬	紀伊水道沖にて沈下処理	—
R5.1.31	契約事務審査会	随意契約理由書の審議	・随意契約理由の客観性を確保するための根拠となる資料等が審議資料として盛り込まれている形跡がないため、説明責任を果たすための審議資料として不十分
R5.3.28	8,625万円の経費の支出について(財務会計システム)	決裁:大阪港湾局長(事務専決規程第3条第1項第17号)	・案件概要(仕様書等)や支出予定額(明細・見積等)の根拠資料の添付が確認できなかった ・事業実施の伺いと整理し、令和5年3月31日付け執行伺決議と差別化を図るつもりであったが、結果的に両者に大きな違いがなくなったことから、意思決定の内容が不明確
不明	業務委託設計書(金入り) 8,063万円 (海務課から経営改革課へ提出)	設計・課長欄:海務課長 (海務課における決裁を確認できず)	・積算の根拠となる見積書の一部が存在しないまま作成 ・意思決定にかかる決裁文書の存在が確認されず、本来なされるべき照査の記録がない業務委託設計書(金入り)のみが保管されている状況を確認
R5.3.30	事業請負契約請求書の提出 (海務課から経営改革課へ提出)	海務課から経営改革課へ契約請求依頼 (海務課における決裁を確認できず)	・本来は、業者決定依頼書(財務会計システム)決裁の後依頼するべきところ、別様式「事業請負契約請求書」で依頼 ・本来作成されているべき決裁文書が確認できなかった
R5.3.30	発注決裁(文書管理システム)	決裁:大阪港湾局長 添付資料:事業請負契約請求書、業務委託設計書(金入り)等	—
R5.3.30	事業請負申込書の受領	本件委託事業者から税抜き7,290万円の事業請負申込書の提出あり	—
R5.3.31	執行伺(財務会計システム) 8,625万円	決裁:大阪港湾局長(事務専決規程第3条第1項第17号)	・案件概要(仕様書等)や支出予定額(明細・見積等)の根拠資料の添付が確認できなかった
R5.3.31	業者決定依頼書(財務会計システム) 8,625万円	決裁:海務課長	・標題、添付書類が「経費の支出」となっており、意思決定の内容が不明確 ・決裁日が令和5年3月31日となっているが、経営改革課へは令和5年3月30日に別様式「事業請負契約請求書」で依頼済み(本来作成されているべき決裁文書が確認できなかった)
R5.3.31	契約締結決裁(文書管理システム) 8,019万円	決裁:大阪港湾局長	—
R5.3.31	支出負担行為決議(財務会計システム) 8,019万円	決裁:経営改革課長	・大阪港湾局長専決にもかかわらず、支出を決定した決裁は「経営改革課長」を決裁権者として完了しており、「大阪市事務専決規程」等の適用を誤っている 【大阪港湾局長専決権の一部委譲に関する内規】 4 総務部長の専決できる事項 (1)1件30,000,000円以下の工事の施行に伴う経費の支出決定に関する事 (2)第1号に掲げるものを除くほか、1件20,000,000円以下の経費の支出決定に関する事 10 経営改革課長の専決できる事項 (1)1件5,000,000円以下の経費の支出決定に関する事
R6.3.31	業務完了通知書の受領・完了検査	本件委託事業者から業務完了通知書や業務実施報告書の提供これを受けて、完了検査を実施。合格の検査結果通知書を交付	・検査調書の添付資料が不明確 ・検査記録書(裏面)書類関係欄に鉛筆書きの箇所あり
R5.4.10	支出命令(財務会計システム) 8,019万円	決裁:経営改革課長(市役所課長等専決規程第5条第4項)	—
	令和5年3月31日、本市職員より事業者あて、委託契約に関して1月17日付けで書類提出するよう依頼	業務着手通知書、業務工程表、業務責任者通知書、「受注者に所属することを証する書面」届出書	・遡った日付での書類提出依頼は、適正ではない

## 調査の経過（指定案件「鯨死骸海上運搬処理業務委託」（大阪港湾局））

月 日	経過
2月19日(月)	調査開始 調査資料の受理
2月20日(火)	関係者へのヒアリング
2月21日(水)	関係者へのヒアリング
2月22日(木)	関係者へのヒアリング
2月26日(月)	調査状況報告（第199回大阪市入札等監視委員会）
3月5日(火)	関係者へのヒアリング
3月6日(水)	関係者へのヒアリング
3月7日(木)	関係者へのヒアリング
3月12日(火)	関係者へのヒアリング
3月14日(木)	関係者へのヒアリング
3月15日(金)	関係者へのヒアリング
3月19日(火)	追加資料の受理（2月19日以降、断続的に大阪港湾局から提出あり） 大阪港湾局と調整した追加資料の最終提出期限日
3月22日(金)	関係者へのヒアリング
3月25日(月)	関係者へのヒアリング
3月26日(火)	関係者へのヒアリング
3月27日(水)	関係者へのヒアリング
3月28日(木)	追加資料の受理 関係者へのヒアリング
3月29日(金)	関係者へのヒアリング
4月4日(木)	追加資料の受理
4月11日(木)	追加資料の受理
4月18日(木)	関係者へのヒアリング
4月23日(火)	追加資料の受理 関係者へのヒアリング
4月26日(金)	調査終了 （参考）住民監査請求の結果公表
5月22日(水)	調査報告（第200回大阪市入札等監視委員会）